

予 算 特 別 委 員 会

日 時 令和2年3月11日(水) 午前8時58分
 会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 10名
 委員長 黒 木 のぶ子 君
 副委員長 須 藤 京 子 君
 委 員 諸 橋 太一郎 君
 山 本 伸 子 君
 池 辺 己実夫 君
 伊 藤 裕 一 君
 甲 斐 徳之助 君
 北 島 登 君
 鈴 木 勝 利 君
 加 川 裕 美 君

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 説明員 | 市 長 | 根 本 洋 治 君 |
| 副 市 長 | 滝 本 昌 司 君 | |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 君 | |
| 市 長 公 室 長 | 吉 川 修 貴 君 | |
| 経 営 企 画 部 長 | 吉 田 将 已 君 | |
| 総 務 部 長 | 植 田 裕 君 | |
| 市 民 部 長 | 高 谷 寿 君 | |
| 保 健 福 祉 部 長 | 藤 田 幸 男 君 | |
| 環 境 経 済 部 長 | 藤 田 聡 君 | |
| 建 設 部 長 | 山 岡 孝 君 | |
| 教 育 部 長 | 川 井 聡 君 | |
| 議 会 事 務 局 長 | 滝 本 仁 君 | |
| 会 計 管 理 者 | 飯 島 希 美 君 | |
| 秘 書 課 長 | 稲 葉 健 一 君 | |
| 広 報 政 策 課 長 | 本 多 聡 君 | |
| 広報政策課 危機管理監 | 猿 渡 勇 彦 君 | |
| 経営企画部次長兼財政課長 | 山 崎 裕 君 | |
| 政 策 企 画 課 長 | 柳 田 敏 昭 君 | |
| 総務部次長兼管財課長 | 野 口 克 己 君 | |
| 総 務 課 長 | 吉 田 充 生 君 | |

人 事 課 長
 契 約 検 査 課 長
 税 務 課 長
 収 納 課 長
 市 民 部 次 長
 市 民 活 動 課 長
 総 合 窓 口 課 長
 シ ス テ ム 管 理 課 長
 交 通 防 災 課 長
 交 通 防 災 課 参 事
 教 育 委 員 会 次 長
 教 育 委 員 会 次 長 兼 教 育 企 画 課 長
 学 校 教 育 課 長
 学 校 教 育 課 学 校 建 設 对 策 監
 指 導 課 長
 文 化 芸 術 課 長
 生 涯 学 習 課 長
 ス ポ ー ツ 推 進 課 長
 中 央 図 書 館 長
 保 健 福 祉 部 次 長 兼 保 育 課 長
 保 健 福 祉 部 次 長 兼 健 康 づ くり 推 進 課 長
 社 会 福 祉 課 長
 こ ど も 家 庭 課 長
 高 齢 福 祉 課 長
 医 療 年 金 課 長
 環 境 経 済 部 次 長
 環 境 政 策 課 長
 廃 棄 物 对 策 課 長
 農 業 政 策 課 長
 商 工 観 光 課 長
 建 設 部 次 長
 建 設 部 次 長
 建 設 部 次 長 兼 下 水 道 課 長
 都 市 計 画 課 長
 空 家 对 策 課 長
 建 築 住 宅 課 長
 道 路 整 備 課 長
 農 業 委 員 会 事 務 局 長

二野屏 公 司 君
 神宮寺 昌 志 君
 晝 田 典 義 君
 山 岡 三 千 男 君
 小 川 茂 生 君
 糸 賀 珠 絵 君
 大 里 真 紀 君
 齋 藤 正 浩 君
 山 岡 勉 君
 大 脇 俊 一 郎 君
 飯 野 喜 行 君
 吉 田 茂 男 君
 川 真 田 英 行 君
 佐 藤 孝 司 君
 豊 嶋 正 臣 君
 手 賀 幸 雄 君
 中 野 祐 則 君
 齋 藤 勇 君
 関 達 彦 君
 中 山 智 恵 子 君
 内 藤 雪 枝 君
 糸 賀 修 君
 結 東 千 恵 子 君
 川 真 田 智 子 君
 石 塚 史 人 君
 梶 由 紀 夫 君
 横 瀬 幸 子 君
 栗 山 裕 一 君
 神 戸 千 夏 君
 大 里 明 子 君
 根 本 忠 君
 長 谷 川 啓 一 君
 野 島 正 弘 君
 榎 本 友 好 君
 柴 田 賢 治 君
 木 村 光 裕 君
 藤 木 光 二 君
 結 速 武 史 君

監査委員事務局長
庶務議事課長

大和田 伸 一 君
野 島 貴 夫 君

書 記
〃
〃

田 上 洋 子 君
飯 田 晴 男 君
宮 田 修 君

令和2年第1回牛久市議会定例会予算特別委員会審議日程表

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| <p>3月11日 (水) 午前10時 第3会議室</p> | <p>環境経済部 建設部 農業委員会事務局</p> | <p>令和2年度一般会計歳入歳出予算中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境経済部、建設部等所管の歳入 ・環境経済部、建設部等所管の歳出 <p>(令和2年度課別事務事業一覧参照)</p> |
| | <p>保健福祉部</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算 ・令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算 ・令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | <p>環境経済部 建設部</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算 ・令和2年度牛久市下水道事業会計予算 |

午前10時00分開会

○黒木委員長 改めまして、おはようございます。

これより、前回に引き続き予算特別委員会を開きます。

ちょっと時間が早目なのですけれども、時間、大丈夫ということで、始めたいと思います。

本日は、牛久シャトー株式会社の社長であります川口さんに参考人として御出席いただいております。また、補佐人として環境経済部長、環境経済部次長、商工観光課長が出席しております。

ここで、委員各位に申し上げます。川口さんには、承認や説明員ではなく、あくまで参考人として御出席いただいて、牛久シャトーに対しての確認事項についてお話を伺うこととなりますので、質問等をする際は十分配慮されるよう要望いたします。

なお、この後、10時からは令和2年度一般会計予算の環境経済部、建設部等所管の審査が控えておりますので、委員会運営の都合により参考人の方からお話を伺うのは9時30分までといたします。

それでは、牛久シャトーの現在の状況についての御説明や事前の質問事項に対してお答えいただきたいと思います。川口さん、よろしく願いいたします。

○川口参考人 どうもおはようございます。質問をいただいておりますので、その質問に沿ってお答えします。ただ、いろんな内容で多岐にわたっているもので、私のほうで整理させていただいて、その内容ごとに順番にお話をしたいと思います。

それでは、最初に営業売上高及び費用に係る御質問が幾つか来ていますので、これに関してお答えをいたします。

まず、営業収支計画について、個別売上高の計画、人件費等の概要についてという御質問をいただいております。これに関しましては、今現在、牛久シャトー全体を管理するという名目の中で、我々は実際にオペレーションをしない部署、それから管理だけをしないといけない箇所というのが点在します。

その中で、レストランに関しては、旧キャノン、旧貯蔵庫、それからバーベキューガーデンの運営をしていきます。そして、もう一つ、スーベニアショップ、ワインを主に扱っていたのですが、ちょっと形を変えてショップという形で運営をしていこうと考えております。

売上高に関しては、1年目、ちょっとスタート時期をどう見るかというのがありますけれども、当初1年、12カ月で計算して約6,000万円の売上高を計画しております。それから、バーベキューガーデン7,000万円の売り上げを計画しております。売店も約7,000万円の計画をしております。

人件費に関しましては、当初40とか45になってしまう可能性があったのですがすけれども、昨今募集をしている中で、営業的にやはり利益を出さなくてはならないと。昨今の飲食店の利益率というのは、多分皆さんも御存じだと思うのですが、大体経常で10%出ればいいとされています。都会の繁盛店、よく並んで一日中人であふれているようなお店においても、20%ぐらいというのが多分今の現状だと思っております。

そういう中で、まず飲食施設の人件費に関しては、総人件費率で35%以内に抑えたいと。も

つと言うと30%以内に抑えたいのですけれども、現状を考えると35%ぐらいが適正というか、人を集める上での適正かなというふうに考えております。売店のほうに関しては25%以下を考えています。後で人の話はもう一度出てくるので、そこで詳しくお話をいたします。

以上が営業収支計画についてというところです。

収支に関しては、一応3年をめどにイーブンにできるようにという形で、どのように持っていくかという、今使っている店舗に関しては、いわゆる売上高をアップして、きちっと損益分岐点というものを設けた上で、そこから超えたものに関しては増分収益という形で上がるような、いわゆる売上高を重視した経営を考えております。

以上、営業収支計画については終わります。

次、同じような質問で、資金について。報道等における赤字スタート等はわからない。資金繰りはどうしていくのか。この資金繰りというのは、我々、新会社ですから、幾ら市がバックについでいても、恐らく信用はないと思われま。そういう中においては、資本金を崩しながら回していくというのが現状でございます。

その次、令和4年経常損益黒字化への根拠についてということで、先ほどちょっとお話ししたこととダブっているのですけれども、集客力の向上、これはレストランとして、もしくは売店としても当然のことなので、行っていきます。

どのように行うかということに関しましては、まずレストランに関しては、例えば60席のレストランがあります。とって、例えば1卓4名座れますとしても、お客様は2名で来れば、当然ながら半分の30人しか入らないと。だからとってお断りはできないので、そういうことも考えながら、いわゆるどういうところで集客するかという、お昼に関しては団体を入れるんですね。旅行会社。それから夜に関しては地元の企業さんとか皆様方のいわゆる貸し切りパーティーみたいなものを順次取り入れていくことによって、営業収益が上がるかと踏んでいます。ですから、どちらかという、一般のお客様は大変重要なのですけれども、できれば団体貸し切りみたいなものをなるべく入れていきたいというふうに考えています。

それから、リピーターの増加、当然のことながら、リピーターは大変重要です。ですので、我々は一見のお客様というのは、基本的に旅行会社だけにして、それ以外は地元重視で考えております。ですから、地元の方がちょこっと足を運んでくれるとか、そういうような形でお客様の囲い込みをしていきたいと思っています。囲い込みといっても、当然のことながら、我々が皆様が満足するものを提供できなければそうなりませんので、そのように努力をしております。

客単価の上昇について、これはレストランであると永遠の課題なのですけれども、余り料理の値段を上げていっても食べる量は人間は決まっていますので、極力、1品についてドリンクをなるべく飲んでいただけると、どちらかという利益率が上がると。どこの飲食店でも同じですけれども。今までは、よくシャトーなんかで皆さん大変満足していたかと思うのですけれども、飲み放題をかなりやっていました。これは逆に言うと、結構命取りになるので、今後に関してはどのようにやっていく、やらないというわけではないのですけれども、よく採算性を考えながらやっていくと。多分バーベキュー、桜のころに来た方は、テーブルの上に帰るときにどれだけの量

のドリンクが残っているかって多分目にしていると思います。ワインに関しても、一口くらいしかつけていなくても、我々は捨てることになってしまいますので、それで昨今、食品ロスというのはいろいろ言われています。持ち帰りたいとかそういうことは今までもありました。だけれども、やはり安全上の観点から、なかなか持ち出していいですよとは言えなくて、逆に言うと、持ち出したがためにクレームもそれなりに来ます。瓶の口が割れたとか、キャップがとがっているとか、いろんなクレームも発生するので、ただ、食品ロスがこれだけ言われている中、今後に関しては何らかの検討はしていこうと思っております。

コスト削減、これは当然のことながら、食材にしても、仕入れ商品にしても、コスト、いわゆるあいみつをとってきちっと管理をしていくという方向で考えております。食材に関して言うと、ここでしか買えないものというのが意外とあったり、同じ品物でも鮮度が違ったり、産地が違ったりということで、やはり仕入れ額というのは変わってきたり、仕入れ業者も変わってきたりということがあるので、そこら辺は調整をしながら見ていくという形になるかと思っております。

広報戦略、これに関してはいろいろ皆さんからお話もいただいたりしておりますが、基本的に我々はコストゼロでのPR活動に努めます。このPR活動というのは非常に難しく、なぜコストゼロかというと、マスに向かって情報を発信しても、我々が利益を上げられる、もしくは売上高が立つところのスペースがキャパが決まっているので、余りにもロスが大きくなるんですね。逆に言うと、そういうことをしなくても、我々のレストランなり売店なりのある程度のキャパが埋められればいいわけですので、マスを狙ってのキャパは我々はしないので、そこは例えば重要文化財とかそういう形で考えております。当然のことながら、SNSやホームページというのは今現在、もう制作にかかっております。

その次、経費削減の取り組みについて、今まであいみつとかそういうお話をしたのですけれども、あそこの中というのは、電気、ガス、光熱費が非常にかかっているエリアなんですね。我々もトータルでの費用は把握できているのですけれども、どこにどれだけの費用がかかっているのかというのは把握できていないので、今現在、牛久市さんのほうでメーターの取り付けをいただいておりますので、それによってどこにどれだけの費用が落ちているのか、もしくはもう今から30年以上前ですから、どこかで漏水をしているとか、そういうことも考えられます。ですから、そのチェックを1年間かけてきちっとやっていくという形をとりたいと思っております。

事業計画中のレストラン・売店についてという形で、材料の調達など、これからの方向性が見えないが大丈夫なのか、レストランのシェフ次第とのことだが、素材を生かしたおいしさが一番だと思うがどうかということに関しまして言うと、まず売店のほうからすると、ほぼほぼもう形は決めて、ほぼオペレーションができる状態になっています。

それから、レストランのシェフ次第という、素材を生かした、これはもう当然のことながら、おっしゃるとおりで、それに努めていくと。今回応募いただいた中でも、自分でつくりたいという方も中にはいらっしゃいます。いわゆる食材をつくりたいと。園内で作っていいかという質問も。そういう方も1名いらっしゃいました。それはいいことだと思うので、牛久だと休閑地がいっぱいありますので、シャトーの中でつくらなくても、ほかでも借りたりとか、もしくは何て

いうのですか、委託という形もありますので、前向きに考えていきたいと思っております。

以上が営業売上高及び費用にかかわる御質問でしたので、それでその内容に関しては終わりとしてさせていただきます。

続いて、集客にかかわる事案というのは、先ほど少しお話をしましたが、幾つか出ていますので、それについてお話をさせていただきます。

明確な集客方法はということで、事業内容の具体策、業者との連携、PRやツアー等、それからコンサルティング等への投資はということでお話をいただいています。事業内容の具体策というのは、基本的には嘆願書が出ているように、なるべく今の形を崩さないで、なおかつ収益を上げていきたいと思いますということですので、重要文化財など十分活用しながら、PRはしていきたいと思っています。

一方で、業者との連携、基本的にちょっとこの連携というのは難しく、難しいというのは言葉の使い方がちょっと難しく、ツアー等に関して言うと、私は以前、営業も旅行会社をやっていました。タイアップ企画はこれからも計画していきます。多分皆さん見たことあるかな、例えばはとバスのツアー、シャトーが全面にぼんと載っているツアーがパンフレットに出ていたり、それから去年、おとしでいうと、日本郵船の飛鳥、大洗に入りました。そのときに大洗からの日帰り旅行でシャトーのキャノンのレストランとして使う、いわゆる県南エリアのツアー、それもシャトーを入れていただいていたいました。そういうことはこれからもやっていこうと思っております。ですから、連携というよりは、タイアップ企画はどんどん出していくという考え方でおります。

それ以外に、今現在、内容はまだ詰まってはいませんけれども、大手旅行会社と、旅行会社も今までは、ある場所に連れて行って楽しんでいただいていたという形が多かったのですけれども、それから一歩先に出て、この町にどうやって集客をしましょうかという考え方を持っている大手旅行会社さんというのはだんだん多くなっているんですね。既にそういう旅行会社とそういう仕掛けづくりの第一歩という形でミーティングも始めています。まだちょっとお話しはできる段階ではない。

それから、JR東日本さんも、今までは駅を利用してくださる方だけでよかったので、駅の充実を図ってきました。去年は、そこから一歩外に出て、町全体を楽しくするとか何かすることによって、JRを使ってくれると、ですから川下のほうにだんだん発想をおろしてくれるようになりまして、JRさんも今月末ぐらいにお話を進めます。ですから、そういう形でシャトーのPRをしていくというふうに戦略を立てております。

それから、それ以外は先ほどお話ししたように、ネット、SNS、ホームページを活用して情報を発信していきたいと。昨今はやはり求人活動を通してでも、紙媒体よりもしかしたらネット媒体のほうが、募集が何となく来るのかなというふうな傾向にあるので、ネット媒体というと、私もそうですけれども、何かちょっと使いづらいというか、もう目も見えないし、文字ちっちゃいと、こんな感じで、もういいやと、こう思ってしまうのですけれども、若い方はやはり多分携帯がないと生きていられないというぐらい、いろんな情報を見ていたりしているようなので、

そういうものを使用して情報を拡散していくという方法をとってみたいなというふうに考えております。

続いて、事業内容について、現在提示されている事業に加えて、1日チャペルを使ったウエディングや牛久産ワイン以外の企画商品、主流となる商品の展開は考えられているかということで、これは随時考えております。今はワインケーキ、多分皆さんはワインケーキというと、あれは実は私が開発しているんですね。私がつくっているのではないのですけれども、味を。それで、今回ちょっとワインが、今まで使っていたワインがないので、同じ味を出すのが非常に難しい。なぜ難しいかということ、ワインの中にタンニンが入っているんですね。タンニンに熱を加えると苦味になっちゃうんですね。苦味を食べると、皆さん多分、食べた後喉ごしにえぐみを感じるんですね。そういうものが出ないようなワインを探しながら開発を現在しております。ですから、数種類のワインケーキは考えております。

それ以外で言うと、ちょっとこれは後で話したほうがいいかな、それ以外はワインをふんだんに使ったビーフシチューとか、今までありましたけれども、そういうものも私が開発しているので、そういうものはなるべくつくっていきたく。ただ、ロット数がやはりありますので、委託でつくるので、だからそれだけ売れないと、ちょっとつくるときはたえられないということです。

その次、同じ集客関係で、滞在型観光の具体策についてということで、滞在期間を延ばすような取り組みとしてどのような計画を考えているかという御質問ですけれども、まずガイドツアー、いわゆる試飲を含めたガイドツアー、実は記念館の地下1階の一番奥にテイスティングルームがあるんですね。御存じあります。ちょっと暗くなっているのですけれども、実はそこにたるの上に1枚の板が乗ってしまっていて、結構分厚い板なのですけれども、そこにイタリアンライトが入っているんですね。板にだから穴があいているんですね。その穴の上に赤ワインを注いだグラスを置くと、ワイングラスにビロード色に光が入ってきて非常に美しい。それはちょっと実は私、パクったのですけれども、ある日本画家の家に行ったら、そういうのがありまして、パクっていかと言ったらパクっていいと言うので、そういうことをやっていますので、そこでツアーガイドを含めて最後に試飲をしていただくと。これに関しては基本的に有料ツアーを考えております。そういう滞在型。

もう一つは飲食施設で、昨今、アウトドアがはやっています。皆さんも多分やる方いらっしゃるかと思うのですが、私もやります。それで、アウトドアで、この中は、シャトーの中は車が必ず通りませんので安全なので、宿泊施設はないのでデイキャンプ、ある一部をテントを張っていますよとか、ある一部をいわゆるバーベキューエリアみたいな形で、もう食材を大きいものを、鳥だったら鳥1匹ばん、肉だったら牛肉をほんと大きいのを出して、機材だけ全部お貸しして、そこで1日楽しめますよ、自分たちで好きなようにやってくださいというエリアをつくらうかなというふうに検討しております。そうすることによって、実は人件費も削減になりまして、道具だけお貸しすれば、全て自分たちでやっていただけるというところで、そういうことを考えております。

続いて、アクセスについてということで、公共交通利用、自家用車来場、おのこのアクセスしやすく、長時間滞在できる工夫はということで、今お話しした内容を行いますと、その際に駐車場の利用はアルコールの提供について配慮が必要と思われるがということで、当然アルコール飲料の販売ですから配慮はいたします。酒税法で定められた表記事項に関してはきちっと表記するという形でやっていきます。

続いて、事業計画についてということで、ちょっとこれは内容が事業計画ではなくて再開の時期、いつごろを目標としていますかという質問と、初年度から赤字だが黒字転換の具体的な見通しはという、それから中長期計画を作成するのかという御質問ですけれども、まず一番上の再開の時期について、現在の社会状況、皆さんも周知のとおりコロナウイルス、オリンピックもどうなるかわからない状況まで来ております。今まで私どもの施設、昨年12月から1社、旅行会社のツアーを入れておりました。2日に1回大体立ち寄ります。その旅行会社もついにキャンセルということで、4月まで全部キャンセルになりました。この状況でいくと、4月までキャンセルということは、旅行会社に提案しても、その旅行会社がだめだということは、大手は全部だめですので、オープンに関しても、今までは4月の中旬ぐらい、売店に関しては免許がおり次第、オープンする予定で準備を進めていたのですけれども、ちょっと状況を見ながら判断をさせていただきたいという話をあした市長のほうに入れます。

もしこれで人を雇ってしまうと、1店舗当たり200万円ぐらい、200万円強の人件費がかかります。ということは、資本金を崩すにしても、人件費で何カ月もつという話になってしまいますので、今もちろん面接はしていますけれども、時期に関して御相談すると。それでも待てないという方はいたし方がないというふうに判断したいと思っています。

それから、初年度から赤字だが黒字の具体的な見通しということは、先ほどお話ししたように、売り上げ、いわゆる損益分岐点をしっかり決めた上で、それ以上の売上高を確保していくということが一番だと思っているので、そのような形でやっていきます。

中長期計画、まだ会社ができ上がったばかりですから、中長期も何もないので、まず1年2年と、3年間は今言ったやり方でやっていって、3年目に黒字化が難しいともしなつたときには、計画を再度練り直すという形にしていきたいと思っています。

その次、テナントの誘致について、数社からの問い合わせがあったとのことだが、具体的な交渉をしていく上で、レストラン、駐車場それぞれのどのように事業者を選択していくつもりでしょうかという御質問に関して、今業者の選択に関しては、基本的にワイン文化の継承をする場所であるということで、なるべく飲食施設ということで考えておりましたが、昨今のこの状況を考えると、ここ数カ月で飲食店が手を挙げるところは多分ないと思われます。

今現在、私のほうに3社視察に来ました。そのうちの2社は、ちょっと我々が望む賃貸料では全くないということで、具体的に言うと20万円とかそういう話なので、我々は5,500万円を背負っているわけですから、収益の上がる場所が5カ所しかない中で、1店舗、一番大きいところを20万円で借りたら、あとどうするのという話になってしまいますので、それはこちらからお断りせざるを得ないと。

それから、大体そうなんです、東京でステーキのチェーン店をやっているところも見に来てくれました。虎ノ門の高層ビルでやっています。数店舗持っている、やはりそこは約80席あるキャパを、ほかに飲食店がこの中に点在する中で、とても、いわゆる中でのお客様の取り合いになってしまうので、規模的に難しいですと、まあおっしゃるとおりなのですから、そういうことで、そこも断念しております。

もう1社はつい先日、その場所と道路の外側、駐車場側にある昔のワインショップ、もしくはパン工房だったところ、ここは社会福祉事業をやりたいというふうにおっしゃっています。いわゆる社会福祉事業レストラン。それに関しては、あちらの場所は我々の希望額とほぼ一致ぐらいの希望額で考えられるということなので、もう一度事業内容を練り直して提案をいただくことになっております。

それ以外に牛久市のほうに2社来ているようですので、それは牛久市さんのほうで詰めていただいて、条件が一番いいところで貸したいというふうに考えています。

続いて、直営事業の人材確保の状況について、レストラン及び物販スタッフの募集状況とシェフに関してどのような人材を考えるかということで御質問をいただいております。

まず、状況からお話すると、物販のほうに関しては、ほぼほぼスタッフはそろっています。そろっていますというか、募集が来て、もう1次面接もほぼ終了しているので、我々が採用となればすぐ採用して、あとは酒類の販売免許がおりればスタートができる状況ではあるのですが、昨今の状況で、あけたところで多分お客様がいないということになるので、ちょっとオープン時期に関して御相談と、社会状況を把握しながらという形になるかと思えます。

それから、シェフに関して言うと、シェフは今現在4名来ております。1名はフランスでフレンチの経験のある方でホテル。ほとんどの方がホテルでやっている方です。ですから、できるかなという状況まで来ていると。ただ、まだ雇うか雇わないかという状況と、いらっしゃっている方が現役の方もいらっしゃれば、もう何月でやめますという方もいらっしゃるので、それと我々のオープン時期とがマッチするかというのが多分キーになる。

その4名は、私はまだ面接していないのであれですが、履歴書だけを見る限り、多分通用すると。1人に関してはホテルの宴会場で料理をつくられている方なので、いわゆる多国籍料理なんかも、中華、和食、洋食と。その方は、私個人的には非常にいいのかなと、いわゆる牛久の場に合っているのかなというふうに。ただ、我々が目指しているところのレストランからすると、それはいいのですが、もしかすると今後、テラスとか借り手がない可能性があります。そうすると、じゃああそこをどのようにするかということも既に考えてはいるのですが、皆さん多分使われて、あそこはどういうレストランが可能かという箱を見てもらうと、多分洋食、もしくはビアレストラン、いわゆるライオンさんとかそういうレストランというイメージがあると思うのですが、私もそのイメージでした。

ところが先日、某テレビでキムタクがやっていたところの料理を監修した方とお会いしました。それで、見に来てくださって、一応借りていただこうと思って話をしたのですが、やはり難しいと。規模もでか過ぎるというところで、ただ、料理学校の講師もやっていたらっしゃるので、人の

話は一応お願いはしてあるのですけれども、その方から和食もいけるんじゃないというお話をちょっといただいたので、ただ、多少の改装は必要になりますけれども、ああ、和食って意外と念頭に入れてもいいのかなど。

集客面からすると、実は和食が一番の売上高が高かったんですね、かつてにおいては。なぜかという、法事客がいらっしゃる。牛久大仏とタイアップしたりしていたので、牛久大仏からの法事客が、多いときは月に10件ぐらい来るんですね。そうすると、法事のお客様というのは値引きがないんですね。客単価が大体5,000円、8,000円、1万2,000円。こう出していくと、大体日本人の感覚からして真ん中の8,000円に落ちるんですね。そうすると、通常来てくださるお客様の客単価の2倍から3倍になるんですね。なので、和食は売上高がとりやすいので、和食というお話が出たので、ちょっと改装して和食ができるのであれば、またその料理人がいるのであれば、何か使い方はもしかしたらあるのかなというので、ちょっと状況を見ながら考えていきたいと思っております。

一応これで以上です。

○黒木委員長 ちょうど時間いっぱい、本当にありがとうございました。

本来なら時間があれば皆さんにちょっと質疑応答という形にできればと思ったのですが、お約束の時間が9時半ということなので、また何か機会があれば、また社長にお越しいただきましてお話を伺うというような方向をとりたいと思います。社長、どうもありがとうございました。

以上で参考人に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時といたします。

午前9時31分休憩

午前9時57分開議

○黒木委員長 皆さん、改めましておはようございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ推進課長より牛久運動公園の運動施設を運営する事業費の内訳説明書、社会福祉課長より市町村疾患別自立支援医療費認定者数、高齢福祉課長より平成31年度牛久市シニアクラブ連合会事業計画（案）について、それぞれ配付の依頼がありましたので、これを許し机上に配付しました。また、建設部より令和2年度当初予算位置図について配付の依頼がありましたので、これを許し机上に配付しました。

まず、執行部の説明につきましては、令和2年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思っております。

なお、発言する場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を受けた後、マイクを使用し、発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和2年度一般会計予算の環境経済部、建設部等所管について問題に供します。

まず、執行部の説明を求めます。環境経済部長。

○藤田環境経済部長 おはようございます。環境経済部の藤田です。

令和2年度環境経済部の一般会計予算の概要につきまして御説明をいたします。

環境経済部全体の歳出予算額は24億3,088万7,000円となっております。うち7億4,933万5,000円の歳入を見込んでおります。前年度と比較いたしますと、歳出は6億5,326万1,000円、21.2%の減額となっており、歳入は2億9,587万5,000円、28.3%の減額予算となっております。

それでは、各課の予算の特徴につきまして御説明をいたします。

まず、環境政策課ですが、歳入予算額は前年度比237万8,000円増額の5,012万4,000円となっております。増額の主な理由としましては、合併浄化槽設備設置に対する国庫補助金の増額となっております。これは単独浄化槽から合併浄化槽への転換を図るため、補助対象として宅内配管分が追加になったためでございます。歳出予算額は、前年度比962万円増の1億9,967万4,000円となっております。これも同じく合併処理浄化槽の転換の補助対象が追加になったためでございます。

次に、廃棄物対策課でございます。歳入予算額が2億3,696万8,000円で、前年度と比較しますと2億8,674万円の減額となります。歳出予算額につきましては、12億6,722万円で、前年度と比較しますと5億7,906万8,000円の減額となっております。歳入歳出予算の主な減額の理由につきましては、清掃工場のごみ処理能力を維持するため、平成27年度から5年間で実施しておりました長寿命化工事、こちらが令和元年度をもって終了したことによる減額となっております。

次に、農業政策課ですが、歳入予算額は3,537万5,000円で、前年度と比較しますと2,964万円の減額となっております。減額の主な理由としましては、小坂町にあります営農経済センター、これはJA水郷つくば大根生産部会の大根洗浄器を増設する事業が終了したことによるものでございます。歳出予算額は1億494万9,000円で、前年度と比較しまして1,826万2,000円の減となっております。主な減額の理由としましては、先ほどの大根洗浄器の増設の事業が終了したこととなりますけれども、一方では土地改良区関係の新規事業等の増額もあるということになってございます。

次に、商工観光課ですが、歳入予算額は4億2,374万4,000円で、前年度と比較しますと1,500万3,000円の増額計上となっております。増額の主な理由としましては、牛久シャトー関連経費の増ということになってございます。歳出予算につきましては、8億5,904万4,000円を計上し、前年度よりも6,547万7,000円の減額となっております。減額の主な理由につきましては、企業誘致奨励金の見込みが前年度よりも減額となったということによるものでございます。

最後に、農業委員会につきましては、歳入予算額が312万4,000円で、前年度と比較して4万5,000円の増額となっております。歳出予算額につきましては、1,696万6,000

00円で、前年度と比較して139万1,000円の増額となっております。これは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に伴い欠員分の補充によるものでございます。

以上が環境経済部の令和2年度の予算の概要となります。

○黒木委員長 建設部長。

○山岡建設部長 おはようございます。建設部の山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、建設部所管の令和2年度の予算概要につきまして御説明をさせていただきます。

建設部の歳入予算総額は5億1,678万5,000円で、前年度と比較しますと13.1%、5,966万5,000円の増額計上となっております。これは、主に国庫補助金の増額によるものでございます。歳出予算総額は22億8,337万円で、前年度当初予算と比較しますと5.6%、1億2,120万4,000円の増額計上となっております。増額の主な理由といたしましては、エスカード牛久ビルの公共施設実施設計や、既存団地の排水路整備などを計上したことによるものでございます。

次に、各課における予算の概要につきまして御説明をいたします。

初めに、道路整備課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、道路占用料などで、歳入総額は前年度比6.4%、2,021万6,000円増の3億3,424万9,000円の計上となっており、歳出につきましては、前年度比3.4%、3,339万円増の10億2,166万2,000円の計上となっております。歳出の主な事業でございますが、道路維持費におきましては、市道の補修委託、また舗装繕計画に基づく市道2990号線、カントリーライン等の舗装繕など2億6,581万7,000円を計上してございます。道路新設改良費では、継続して市道23号線の整備、通学路整備、狹隘道路の拡幅など5億4,307万6,000円、また排水路整備として既存団地排水路の整備など1億6,350万7,000円を計上してございます。

次に、都市計画課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、エスカード牛久ビル賃料などで、歳入総額は前年度比77.8%、4,769万9,000円増の1億897万5,000円の計上となっており、歳出につきましては、前年度比14.2%、7,868万2,000円増の6億3,112万7,000円の計上となっております。主な事業でございますが、都市計画総務費におきましては、都市計画マスタープランの改定、北部地域宅地開発に関する業務委託など8,449万5,000円、駅周辺整備費として牛久駅西口ペDESTリアンデッキ改修実施設計、エスカード牛久ビル公共施設実施設計など2億8,485万8,000円を計上してございます。

次に、空家対策課につきましては、前年度比7%、79万8,000円減の1,066万6,000円を計上し、引き続き空き家の把握に努め、管理不全の空き家に対し指導・助言を行うとともに、空き家バンクの利用促進、空き家所有者等を対象にした無料相談会の開催など、空き家等対策計画に基づき、空き家の発生抑制、空き家の利活用及び管理不全空き家の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、建築住宅課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、市営住宅使用料などで、

歳入総額は前年度比2.5%、178万3,000円増の7,356万1000円の計上となっており、歳出につきましては、前年度比28%、1,665万3,000円増の7,605万7,000円の計上となっております。主な事業でございますが、建築指導費におきましては、木造耐震化診断など712万3,000円、住宅管理費では老朽化した木造住宅解体や猪子住宅建てかえに伴う実施設計、用地測量など6,846万1,000円を計上してございます。

最後に、下水道課となりますが、公共下水道費において、今年度より特別会計から企業会計に移行することから、下水道事業会計負担金、特別会計事業においては繰出金でございましたが、前年度比1.2%、672万3,000円減の5億4,385万8,000円を計上してございます。

以上が建設部所管の予算概要でございます。

また、先ほど委員長より御報告いただきましたが、お手元に道路整備課における事業箇所を示す令和2年度当初予算位置図をお配りさせていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○黒木委員長 執行部によります御説明は終わりました。

これより環境経済部、建設部等所管について質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。
加川委員。

○加川委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

環境経済部所管の2つの事業についてお伺いたします。予算書の97ページ、0107番、「路上にて死亡した犬や猫の死体を処理する」、こちらは生態系など、最近非常に変わっているようで、ハクビシンやアライグマがひかかれている例もあるかと伺っております。直近二、三年の例として、おわかりになる範囲で、その始末した遺体の種別、また地域、件数などをお示しいただければと思います。

また、こちらは市民の方からの質問で、もし自分が遺体を見つけたとき、またはひいてしまったとき、どのような処置をすればよいのかということでございます。

続きまして、予算書103ページ、0108番、「ふれあい訪問収集を実施する」、こちらは私たち野でも最近、山積みにごみがなっているような住宅が目立ちまして、非常にもしかして件数的にふえているのではないかなというふうに推察いたします。過去、直近の利用件数、またはふれあい収集を行うに至った事由などをお示しいただければと思います。

以上2点です。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 おはようございます。加川委員の御質問にお答えします。

まず、路上で亡くなっている犬と猫の実情でございます。平成27年がトータルで346頭、犬が1頭、猫が192頭、その他ということで、先ほどのハクビシンとかタヌキとかイタチとか、そういったものが入りまして、ごめんなさい、356でした。それで、直近の30年の実績としては、犬が2頭、それから猫が125頭、その他の動物が190頭ということで、317頭とい

うこととなります。

処理の方法につきましては、委託業者のほうで回収をしまして供養をしていただくという形をとっております。市民の方が発見した場合の処置なのですが、市役所のほうにお電話いただければ、私どものほうで業者のほうに連絡をして回収をするという形になります。以上です。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 おはようございます。廃棄物対策課の栗山です。よろしく申し上げます。

加川委員の御質問にお答えいたします。

まず、件数なのですが、平成29年度が末で60世帯、30年度末で51世帯で、今年度は2月末時点で68世帯実施しております。

開始した理由なのですが、本来であれば家庭から出ているごみというのは集積所まで各自が持って行っていただいて、それを収集することになってはいますが、やはり集積所まで持っていけない障害者や高齢者の方に対して玄関先までごみの回収をしてというのが、持っていけないからこちらのほうで玄関先まで持って行って回収しましょうというのが、始まった目的になります。以上です。

○黒木委員長 加川委員。

○加川委員 ただいまの最初の御質問で、「犬や猫の死体を処理する」という事業で、主に集中している地域などがございましたらお示してください。

また、ふれあい収集を、訪問収集を実施するに至った理由ということで、御近所の方の通報もしくは御本人の申し出等の背景がある場合は、そちらもお示してください。以上です。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 正直なところ、幹線道路が一番多いというふうに聞いています。我々が受ける電話についても、主要幹線道路の太い道路が多いですね。どこに集中しているかというのは、その道路だけであって、地区という感じではないですね。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 申請なのですが、御本人というか、身内の方から来る場合も、要するに御子息の方で牛久に住んでいなくて、高齢者の方だけ牛久にいる場合なんかは身内の方から、お子さんあたりから来る場合もあるし、あとケアマネジャーなんかも、うちに訪問していると思いますね。ケアマネジャーからなんかの相談もございます。本来でしたら、こういうものを使わずに近所の方で見守っていただいて、近所の御協力のほうでお願いしていただければ一番いいのですけれども、そういうものもできない方もいらっしゃるの、そういう方から申請があります。以上です。

○黒木委員長 次に質疑のある方。鈴木委員。

○鈴木委員 よろしく申し上げます。まず最初に、3点ほど聞きたいのですが、予算書の97ページ、0109の「地球温暖化対策を推進する」ということで、この辺の対策は何をしているのか、環境配慮型機器導入補助金ということで、この環境配慮型機器というのは一体何なのか、もうちょっと具体的に御説明いただければと思います。

それから、99ページの、次のページの0104の「奥原地区へ環境整備の補助をする」ということで、これは補助金として地球環境整備推進補助金というのがあるのです。この地球環境整備推進地域ですね、地域環境整備推進という、この内容をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

それから、111ページ、0107「企業誘致・進出希望企業を審査する」、これは概要のほうの19ページにもあるのですが、この進出希望企業審査のその報償費として5社に対して交付する予定だということなのですが、この5社というのは具体的にどこを指すのかをちょっとお知らせいただければと思います。

以上3点です。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 地球温暖化対策のうち、環境配慮型の機器の導入ということでお答えをしたいと思います。

これは補助事業でありまして、主に家庭用の燃料電池、コージェネレーションシステムというのがあります。そちらのほうの導入について補助金を支出するものです。これ以外にも環境配慮型として、自然冷媒を使ったヒートポンプの給湯器とか、あとは潜熱回収型の給湯器という、ガス式、灯油式、いろいろありますけれども、そういったものを導入されたときに補助を交付するという形になります。以上です。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 鈴木委員の御質問にお答えします。

この補助金なのですが、清掃工場など特定の施設を建設する場合において、地域住民が行う地域環境向上のための事務及び事業に対して補助しているものであります。奥原地区へは清掃工場建設時に牛久市と協定を結びまして、現施設のうちは補助金を毎年交付するというようになっております。以上です。

○黒木委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 商工観光課、大里です。よろしく願いいたします。奨励金の御質問についてお答えをいたします。

2年度交付予定5件ということで、その企業名ということなのですが、まず桂工業団地のゼリア新薬工業、こちらは倉庫棟、2期の3年目の交付となっております。続きまして、奥原工業団地のホギメディカル、こちらは新しいキット工場、こちら2年目の交付となります。次が、桂工業団地の日本アトマイズ加工、こちらは倉庫棟、こちらは3年目の交付となります。次が、桂工業団地のあじかんですね。こちらは新工場、こちらは2年目の交付となります。最後ですが、阿見インターから桂工業団地方面に向かったところにある樋口物流、こちらは物流センター、こちらは2年目の交付ということで、5件、合わせまして3億3,593万円交付を予定しております。以上でございます。

○黒木委員長 続きまして、質疑のある方、挙手を願います。北島委員。

○北島委員 改めまして、おはようございます。

まず、101ページ、0102、その12番の番号がついていますが、委託料のうち、施設点検整備、ちょっと高いような感じがしますが、どういう作業をしているのか、そしてその委託先及び、例えば常駐の人がいるとかいないとか、そういう点、ちょっと詳しく教えてください。

それから、同じく清掃工場関連ですが、同じページの一番最後のところ、工事請負費として9,600万円、修繕工事だろうと思うのですが、その工事内容。

それから、次に33ページ、歳入の項ですが、雑入で牛久シャトー賃貸料が計上されていますけれども、現段階ではまだ答えにくい部分もあると思いますが、実際はどのくらい、それとも全額なくなるのか。そこら辺の見解をお示してください。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 お答えします。

点検整備の内訳ですが、5点あります。まず、1点目は、焼却炉を稼働させた際に発生する焼却灰、これを除去する炉内清掃。あとは、定期的な点検整備を行う予防保全です。これは主に焼却施設の余熱利用施設及び資源化施設の破砕機や選別設備等の点検整備になります。あと1つは、焼却施設で発生した飛灰を処理場へ持ち込むため、セメントと混ぜて固化する施設です。あとは、ピット内でごみを炉のほうに移動するためのクレーンの点検整備。あとは、粗大ごみ、大きいものを細かく砕くためにやる切断機、あとペットボトル、これを回収していますので、これを小さく圧縮しているのですが、その減容機などの点検整備を行って、部品等の交換等を行っております。

もう1点、工事の内容なのですが、令和2年度の工事は二、三件です。まず1点目が、2次破砕機で発生した破砕物を選別して輸送するためのコンベヤーのベルト等の交換工事。あとは、焼却炉で発生した排ガスを外部へ排出するための誘引通風機というもの、これのインバーターの修繕工事です。

あと、焼却炉で可燃ごみ等を燃焼させたら排ガスと熱が発生しますが、その耐火物というのがありまして、その炉の中にあるものを、発生した熱とガスを外に漏らさないように炉の内側の修繕をする焼却炉耐火物更新工事になります。

それで、常駐業者というのが、クリーンセンターの場合、運転管理を委託している業者がありまして、簡易なものにつきましては、部品だけこちらで調達して、その常駐業者のほうに修繕のほうをお願いしています。それで、あとこれ、牛久のクリーンセンターは三菱重工でつくったものでありまして、三菱重工しかできないものは三菱重工と随契をしていますし、入札できるものについては入札により業者を決定しております。以上です。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 北島委員の御質問にお答えします。

牛久シャトーの賃貸料、33ページ、施設の賃貸料として5,544万円、オエノンホールディングス株式会社にお支払いするものと同額で、牛久シャトー株式会社からいただくという予算の計上になっています。

それで、この間、一般質問でも部長のほうからお答えしたとおり、賃貸契約書の中には、今回

牛久シャトー株式会社と結んだ賃貸契約書の中には、本年度の2月・3月分については賃貸料を求めない、それから来年度については、令和2年度については1年分を来年の3月にまとめてお支払いいただくという内容になっています。それで、特記事項としまして、その時点の決算見込みを、その会社の決算見込みを見ながらそこで判断をさせていただいて、そこで猶予をするしないというのを決めたいというふうに考えます。

内容でしたね、ごめんなさい。全額かどうかというのは、先ほど社長がお話ししましたとおり、できるだけ赤字が出ないようにやっていきたいということで、その部分についてはこの賃貸料まで含んだ形で社長のほうは答弁していますので、できるだけ赤字を抑えながら、赤字が出た場合は、資本金のほうから支出をしながらやっていくという形をとるといってお話になっています。以上です。

○黒木委員長 北島委員。

○北島委員 その施設点検整備の委託料なのですが、作業報告書あるいは標準作業手順書等あると思うのですが、そういうのは見ることはできるのでしょうか。それで、というのも、どれだけの人数が、どういう技術者レベルの人たちがどういう作業をしているか見ると、金額はじき出しできるはずなんですね。同時に、その報告書の中には部品交換等、ともすれば、こういう特殊な施設はメーカー言いなりでお金を払わざるを得ないケースが多いので、しっかりチェックしていると、おまへのところは高いぞと言える根拠をやはり持つ必要があると思います。

それで、国のいろんな標準の金額を出している工事等、そのほか保守管理についても出している資料等は刊行物でありますので、そういったものと比べてどう違うのかというのをぜひやってほしいと。

それと、次、修繕工事については聞きましたので、それでいいです。

それから、シャトーの賃貸料ですが、オエノンとの賃貸借契約書は資料としていただいているのですが、牛久シャトー株式会社との契約書、これはぜひ欲しいと思います。その中にこの2・3月分は免除と。そして、猶予についても条項があるということ、それをぜひ渡していただきたいということです。それをぜひやっていただきたいのですが、やりますかどうかということです。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 今御質問いただいたものについては、ちょっと自分も通常の工事の完了報告書というのは、こう厚いのが出てくるのですけれども、それは見ているのですけれども、そこまでちょっとあるかどうかについてははっきりわからないので、極力やるようにします。以上です。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 北島委員の再質問にお答えします。

牛久シャトー株式会社との契約書につきましては、会社とのちょっと協議をさせていただいて、お出しできる方向で考えたいと思います。以上です。

○黒木委員長 続きまして、甲斐委員。

○甲斐委員 おはようございます。よろしく申し上げます。3点質問いたします。

まず、47ページ、0107「未利用地を売却する」の科目なのですが、この中でまず場所をお示しいただきたいのと、あとその下の工事請負費の解体撤去工事ということで予算計上が上がっています。この解体の工事が未利用地の売却にどう関連するのか御説明をしてください。

2点目といたしまして、123ページ、0105「都市公園や一般公園を安全に管理する」146万1,000円ということで、これは別の角度からちょっと御質問させていただきたいのですが、教育委員会さんのほうに実は御相談をさせていただいて解決はしているのですけれども、公園の遊具施設、小さいお子さんが遊ぶ遊具施設と、運動をする、スポーツをするようなところの同じスペースの公園が向台地区にあったのを、住民相談を受けました。教育委員会さんのほうで、学校側に指導をして解決はさせていただいているのですが、その公園の掲示案内に、そこでサッカーだったのですけれども、サッカーをしてはならないとは書いていないんですよ。気をつけて遊ぶようにみたいな書き方をしておいて、住民の方が困ったということで、それに関して今後、混同しないように明確化していくのか、どのように考えていくのか、方向性の確認をとりたいと思います。

それと、117ページ、戻ります。0106、0107、一緒なのですけれども、「都市防災推進事業で市道を整備する」と「再生整備事業で市道を整備する」の二科目なのですが、こちらも場所と工事内容のお示しをいただければと思います。

以上3点でございます。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 都市計画課、榎本です。よろしくお願いたします。

まず、未利用地の場所につきまして、令和2年度の未利用地、5カ所の売却を計画しております。売却予定地といたしましては、まず普通財産といたしまして、神谷6丁目、これはふれあい通りの一番南側、蛇喰線との交差点の右側のところにあります三角地となっているところです。それから、2カ所目が、これは牛久市牛久町の久保田精肉店の反対側の三角地のところ。あと、市道23号線の道路の余剰地が3カ所、こちらを計画しております。

あと、解体工事、場所になりますが、こちらはつつじが丘保育園の入り口のところにあります建物、こちらの解体になりますが、以前、牛久市の中心市街地の近くにありまして、地域のコミュニティーの施設として使えればということで購入した土地になりますが、そこにある建物、施設はかなり老朽化しておりまして、コミュニティーの施設として使うのは困難であるという判断をしたことから、そちらを解体してよりよい土地利用を図るために解体を行うものであります。

続きまして、公園の利用の規制ということですが、現在、市内の公園でサッカーや野球などの球技について特に規制しているところはありません。あくまでも利用者の方にお互い気をつけて使っていただくようにという形で掲示等をして啓蒙しているところです。また、地元の区長さんであるとか、公園の里親のほうから相談などがあつた場合には、その都度、掲示をもって対応しているところです。特に市としての制限等は行っていないのが現状となっております。以上です。

○黒木委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 道路整備課、藤木です。よろしくお願ひします。私のほうからは、都市防災推進事業と都市再生整備事業、こちらの事業、場所と事業内容等についてということで答えさせていただきます。

まず、都市防災推進事業、こちらにつきましては、補助のほうなのですけれども、避難所となる学校からおおむね1キロ以内で通学路の安全対策を実施することで、防災性と子供の安全性を向上させるための事業というものになります。

来年度予定しておりますのは、7路線ございまして、つつじが丘団地、むつみ団地、下根ヶ丘団地、こちらにつきましては、既設のU字溝はふたつきのU字溝に変えまして、路側帯の確保をするというような工事になります。

それから、東獺穴町、市道116号線となりますけれども、済みません、位置図のほうも一緒にごらんいただければと思います。市道116号線、東獺穴については、ちょうど上の真ん中辺になりますけれども、こちらについては今あるU字溝へのふたかけを行うものでございまして。

それから、3206号線と東獺穴、こちらと同じなのですが、左の一番上にございまして、こちらについては新たにU字溝を整備しながら道路のほうを4メートルから4.5メートルに整備をするというものでございまして。

それから、新地になります。市道13号線です。ちょうど区民会館の前ぐらいのところになりますが、こちらのほう、既設のU字溝をやはりふたつきのU字溝に変えて路側帯等の確保を行うというものでございまして。

それから、最後になりますが、市道3043号線、位置図でいきますと、ちょうど令和2年度と表示している下のあたりですかね、ちょうど飯岡踏切のところになりますが、一部ちょっと歩道がないところございまして、植栽帯になっているのですけれども、そちらを歩道するように改良する工事を行う予定をしております。

続きまして、都市再生整備事業のほうになります。こちらについて補助金とします交付金といたしましては、昔のまちづくり交付金と同様のものございまして、市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備に関する計画に基づいて交付されるというものでございまして。牛久市で牛久駅の西口周辺をエリアで定めておまして、安全・安心な交通環境と居住環境の形成、駅西口の利便性向上を図る目的で事業を進めております。来年度につきましては、まず、いぶき野団地内のU字溝の整備がまず1カ所ございまして、それからもう1点が、牛久駅西口広場、こちらのバリアフリー化といいますか、平面で駅からエスカート方面に横断できる横断歩道の設置だとか、障害者用の一時の停車スペース等を設置するための、来年度は測量設計のほうの実施を予定しております。以上になります。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 都市計画課です。先ほどの質問の中でちょっと漏れがありましたので、追加させていただきます。

御質問にありました「都市公園や一般公園を安全に管理する」146万1,000円の工事の内容につきましては、こちらは地元より要望がありました神谷第4公園の給水設備の設置及び上池

親水公園のトイレの改修となっております。以上です。

○黒木委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。1点再質問といたしますか、御要望になっちゃうので答弁は不要なのですが、今の「都市公園と一般公園を安全に管理する」という部分なのですが、予算組みと違う箇所の話ではあったのですが、何て言えばいいんでしょうね、小さい子供さんがいるほうが困っていて、小中学生のほうは自分たちの自己判断でということの御相談を受けたので、単独で答弁としては、市としての制限はないというふうに今いただいたのですが、市民が混同するようなケースが出てきていますので、ぜひ教育委員会さんともお話をし、ぜひ公園の利用の明文化をお願いしたいなと思っております。以上でございます。

○黒木委員長 要望でいいんですね。（「はい」の声あり）

続きまして、伊藤委員。

○伊藤委員 3点質問させていただきます。

103ページ、「ごみ集積所を新設・移動・撤去する」につきまして、折りたたみ式のごみ収集ボックスというものがあるそうです。牛久は主にネット式、をかけるという方式でございますが、そういった持ち運びできる折りたたみ式のごみ収集ボックスの採用については考えていないか、確認をしたいと思います。

同じく103ページ、「廃棄物減量等推進審議会を運営する」につきまして、刈谷の生ごみの処理事業、またごみ袋形状に関する答申が出たところでございますが、今後、廃棄物減量等推進審議会においては、どのようなことを話し合っていくのかについて確認をしたいと思います。

また、113ページ、木造住宅の耐震化を支援する、こちらは診断の補助でございますが、診断の耐震改修につながった実績はあるのかどうかについて確認をしたいと思います。よろしくお願いたします。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 伊藤委員の御質問にお答えします。

まず、折りたたみ式のごみのボックスの採用なのですが、牛久市のごみ集積所というのは大体2,200カ所ぐらいございます。その中で古くからあるごみ集積所、約半分ぐらいが道路上に仮置き場という形で設置してあるものが約半分ぐらいあります。ですので、民地にあるものに対しては、利用者の方で話し合っていて、設置する場合はちょっとうちの課のほうに相談していただければ可能かと思いますが、道路の場合、やはりいろんな問題が、安全上の問題とか、維持管理上の問題とかが出てきますので、ちょっと厳しいのかなと感じております。とりあえずそういう事案がありましたら、うちの課のほうに御相談していただければと思います。

続きまして、審議会では今後どのようにしていくかということなのですが、今ある基本計画というのが10年スパンで令和の2年度で終了いたします。来年の審議会を開催しまして、また新しい基本計画、今後10年間の基本計画をつくっていきますので、その中で今年度組成分析といって、ごみの性質の調査を行いまして、その中でやはりまだ正式な結果は出ていないのですが、紙ごみ、あと生ごみというのが多分半分以上占めると思います。そのごみをどうしていくかという

のが、これからも課題となってくると思います。

また、ごみ袋の形状なのですが、定期的に市民の意見を聞きながらどうしていくかということを考えていきますので、今回行われる審議会の中でも市民に対してアンケートをとる予定ですので、その市民からの意見等を参考にしながら進めていきたいと思っております。以上です。

○黒木委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 建築住宅課の木村です。よろしく申し上げます。伊藤委員からの御質問にお答えいたします。

木耐震なのですが、こちらにつきましては、その耐震をやった後、改修もしくは建てかえなどに着手した件数を把握しているかという御質問なのですが、こちらについては把握はしておりません。木耐震につきましては、事業として平成18年から始まっておりまして、今年度は3件の申し込みがありました。昭和56年6月1日以前の建物ということになりますので、耐震の測定、診断をした結果であっても、ほとんどの家屋において、この上部構造評点というのが1.0以上を満たしているものは非常に少なく、ほとんどが1.0以下ということで、倒壊する可能性があるという建物になっております。以上です。

○黒木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ごみ収集ボックスのところにつきまして、ペットボトル等に関しては袋ですか、に入れるという方式で、燃えるごみとなると非常に量が多いので、こちらは持ち運びできるポータブル式のことなんですね。常に置いておくものではなくて。そういうことを踏まえてもやはり難しいのかどうかについて再度確認と、また木造住宅の耐震につきましては、耐震に対する補助制度等は検討していないのかどうかについて確認をしたいと思っております。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 現在、ペットボトルにつきましては、仮設といいますか、一時仮置き形で資源物の日に回収して、ごみのボックス、緑色と黄色、オレンジか、の2つあると思っております。それを使用して回収しております、資源物の日に。それは前日に業者さんがたたんだまま道の端といいますか、邪魔にならないところに置いていただいて、当日の朝、それを広げてもらいまして、そこに入れて、利用者の方に広げてもらい、そして入れてもらっています。それで、ごみの回収のときにそのボックスは回収するようになっていきますので、ですから設置から回収までの間が要するに本当の短期間で行えるので、そのようなやり方をしているのですが、利用者の方がそういうものを行った場合というのは、要するにそのように当日の朝出していただくのは可能かと思うのですが、終わった後の処理、そのまま置いておかれると、やはりちょっと道路上の安全上の問題とか出てきますので、そのような問題がクリアできるかどうかというのが問題になってくるかと思っておりますので、ちょっとそこら辺のところは個別にうちの課のほうに御相談いただければと思います。以上です。

○黒木委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 伊藤委員の再質問にお答えいたします。

耐震診断をした結果、こちらの上部構造評点1.0以下のものについての、改修であったり建

てかえであったりするものについての市として補助はないかということなのですが、今現在はありませぬ。また、そういう意味では、個人の資産価値を上げるような補助ということになりますので、非常に難しいのかなというふうに考えております。以上です。

○黒木委員長 池辺委員。

○池辺委員 おはようございます。都市計に2問質問させていただきます。

1問目が、121ページ、0101「緑の少年団の活動を支援する」、これは活動内容がまず聞きたいことと、あとこれ、神谷小緑の少年の補助金、うしく下根地区緑の少年団補助金、おくの義務教育学校少年団緑の補助金と全部これ、3つありますけれども、これの使われ方がどのようにして使われているのかというのが教えていただきたいです。

もう1点、2点目です。123ページ、「公園里親活動を支援する」、これも活動がどういった形のものかということと、これは公園の数、あとは里親の団体数ですか、あと年間の活動数も教えていただきたいです。よろしくお願ひします。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 都市計画課です。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、緑の少年団活動ですが、こちらは茨城県緑化推進機構の森林愛護運動推進補助金、こちらの補助をいただきながら実施している事業でございまして、活動内容といたしましては、子供たちに森林活動、緑化活動等を通して、緑の育成と啓蒙を図っていくということが目的となっております。

内容の詳細については各団体に任せておりますが、神谷小緑の少年団、こちらは学校に隣接する学校林の維持管理作業、あと校内の美化活動などに充てているというふうに伺っております。また、うしく下根地区緑の少年団、こちらはボーイスカウトが活動の団体の基盤となっております。また、ボーイスカウトによる緑化活動ないしは平地林・里山を使った野外活動など、こちらの活動に内容を充てていると伺っております。また、おくの義務教育学校緑の少年団補助金につきましては、平成31年度、令和元年度から新しく始まったもので、まだ内容の報告等を受けておりませぬので、その詳細は把握しておりませぬが、活動の趣旨に基づいて緑化の啓蒙や野外活動等に充てているものと考えてございませぬ。

続きまして、公園里親制度、こちらになってございませぬが、こちらは現在、各行政区を単位といたしまして、市内で18の団体が公園里親を請け負っております。こちらの趣旨としましては、地域の自分たちが使う公園は自分たちの手できれいにして管理しよう、またそれらを通じて地域のコミュニティー活動を活性化していこうということが目的となっております。公園面積に応じて補助金を出してございませぬ。こちらの活動の内容等も各行政区、こちらは団体によってさまざま、例えばその中で公園里親というメンバーを募って、その決まったメンバーが毎月定例的に公園の簡単な草刈りとかごみ拾い清掃、あと手が届く範囲での簡単な剪定などを行っている、そういうところがございませぬ。また、行政区によりましては、行政区の各班を年間割り振りまして、行政区の全員で公園の清掃を行っている、そういうところもございませぬ。

公園の数につきましては、18行政区で、済みませぬ、ちょっと今資料を持ち合わせておりま

せん、23だと思ったのですが、またそちらは確認して、改めて公園の数については御報告させていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○黒木委員長 池辺委員。

○池辺委員 済みません、両方とも再質問させていただきます。

これ、緑の少年団活動の支援するほうなのですけれども、これは何を学ばせて、どういった形でその効果を見るというか、育成していくのかというのは、何かちょっとよくわからなかったのですけれども、その部分が1点と、あともう1点なのですけれども、これ、各行政区にこの剪定させるとかなんかというのは、万が一例えばチェーンソーを使ったりいろいろして、けがとかをした場合というのは、これは例えば保険とか何かというのは、対応とかどういうふうになっているかの部分を聞きたいです。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 まず、緑の少年団で何を学ばせるかということなのですが、こちらは緑を通じて自然を大切にするとか、あとその野外での活動を通して自然環境教育、その中で緑を通して生きる力などを育むということが、緑化推進機構のほうに示された文章にございました。あと、各学校によって、その活動を通しての目標を定めているところだと考えておりますので、また詳細については確認して御報告させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

あと、公園里親活動、こちらの保険なのですけれども、現在、行政区単位で行っておりますので、行政区で加入している市民賠償保険、そちらのほうで対応させていただいております。以上になります。

○黒木委員長 池辺委員、よろしいですか。

続きまして、山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いたします。私からも3問です。

まず、117ページの0105「通学路の安全確保のため市道を改良舗装する」ということで、今この表、予想位置図をいただきまして、3カ所今回あるようでございます。この通学路、小学校、中学校、通学路あるのですが、この選択ですね、今回令和2年度は3カ所なのですけれども、何を基準としてこの通学路のこの改良舗装を選んでいるのかということをお伺いしたいと思います。たしか学校のほうで毎年通学路の安全協議会というんですかね、そういうのも行われて警察の方と、あと学校とPTAですかね、連携してそういう安全確認されていると思います。その方たちとの連携というのがどうなっているのかということ。あと、安全のための具体的なこの改良舗装というのを例えばカラー舗装にするとか、いろんな工事方法があると思うのですが、そういうところをお伺いしたいと思います。

それから、都市計画課です。119ページの0104の「市民や来訪者にわかりやすいサインを計画的に設置する」、今回、解体撤去工事が出ております。この場所と内容をお知らせください。

あと、それからこのサイン計画というのを私も見せていただいたのですが、この計画が策定さ

れた目的、当時、その目的を伺いたいと思います。

それから、125ページ、0104の「エスカード牛久ビルの利活用を図る」ということで、18番の負担金、エスカード牛久ビルの管理費ということで1億2,000万円、年々この金額が上がっております。この内訳、恐らくこれは修繕積立金と共益費という内容になろうかと思っております。それぞれの内訳を伺います。以上です、まず。

○黒木委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 私の方から、通学路の安全確保のための市道を改良する、舗装する、こちらの御質問にお答えいたします。

まず、この事業での整備の内容でございますが、基本的には道路のほうを拡幅して歩道を設置する、または路側帯を確保して、先ほど御質問にありましたように、カラー舗装などによる歩行者の通行帯を設置しているという状況でございます。

整備する路線の選定につきましては、行政区などからの要望ですとか、やはり御質問にありましたように、通学路危険箇所対策会議による合同点検、これには学校ですとか保護者さんなども含まれておりますが、そういった箇所につきまして現地の状況、交通の状況、それから道路の拡幅をすることが可能かどうか、あるいは雨水排水の流末などが確保できるかなどについて確認をしているところです。さらに、国の交付金、こちらの対象となるかということで県との協議などを行って、そういったさまざまな条件を整えた上で整備箇所の選定をしているというところです。ちなみにその通学路危険箇所対策会議で策定しております牛久市通学路交通安全プログラム、こちらに位置づけされていることが国からの交付金を受ける条件の1つとなっているというところですので。以上です。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 まず、サイン計画の御質問についてお答えいたします。

解体撤去工事の内容につきましては、この街区案内板、こちらの解体撤去になります。こちらは区画整理事業や町界町名地番整理事業により新しい地番に変更された際に、現地での表示をわかりやすくするため、地番の起点となる場所や主要な道路に面した場所などに設置したもので、古いものは平成2年に設置されており、老朽化が進んでございます。そこで、老朽化の進んでいるものから順次撤去を進めているものであります。すでに今年度、3基を撤去しており、また令和2年度は10基の撤去を予定しております。なお、撤去につきましては、ひたち野地区以外のものを対象としており、撤去する地区の町名地番は十分に浸透したものと判断しておりますので、新規に案内板を設置する予定はしてございません。

次に、サイン計画が設定された目的についてお答えいたします。従来、当市においては、設置するサインについての基準はございませんでしたが、市民や来訪者などに対して、市内での移動や公道に係る情報をわかりやすく伝えることを目的に、主に歩行者に向けた案内誘導の視点からのサインの統一的な基準などをガイドラインとして取りまとめて、平成23年度に策定いたしております。

続きまして、エスカードの共益費と修繕積立金の金額が年々上昇しているということで、そ

らの内容についてお答えさせていただきます。

まず、管理費の内訳につきましては、共益費が9,670万円、修繕積立金が2,438万円となっております。管理費のうち修繕積立金につきましては、坪約500円の負担となっているものであり、昨年度と比較しましても金額の増減はございません。一方、共益費につきましては、設備の維持費、清掃業務費、また共用スペースの光熱水費等について管理規約に基づく割合に応じて負担をするものです。この共益費につきましては、ビル全体に係る経費であることから、各年度により増減が伴う経費となっております。令和2年度につきましては、エスカード牛久ビルの一部リニューアルオープンに伴い、稼働する面積が増加することから、共益費についても増加するものでございます。以上になります。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。そうしますと、先ほどの通学路のほう、今回は1億6,500万円という予算が上がっているのですが、毎年度ある程度のこの金額というのを確保して、今後もその交通安全プログラムですか、そういうものをつくってやっていくというような取り組みなのかどうかを伺いたいと思います。

同じくサイン計画につきましても、歩行者優先という形で歩行者に寄り添った、そういう表示等ありましたけれども、これに関しても毎年幾らか予算をとって着実にやっていく御予定なのかというところを伺いたいと思います。

あと、エスカードビルの共益費なのですが、年々ビルが、テナントさんが入ったりすると上がっていくのかなと思うのですが、坪単価の共益費の金額、令和1年度が幾らで、今回、令和2年度は、これは幾らになると見込んでの坪単価、月当たりを伺いたいと思います。

それから、今回2階・3階がリニューアル工事を行っているわけですが、テナントさんが入るということで伺っていますけれども、この前伺ったときに、水道とか電気配線など、テナントが入ることによって新たな工事がある場合、その負担は所有者である牛久市であるのか、入るテナントさんであるのか、そこをちょっと確認したいと思います。

それから、同じくエスカードはこれ、概要のほうを見ますと、4階改修実施設計というふうに2ページのほうに、エスカード牛久ビル利活用及び4階改修実施設計となっているのですが、4階に公共施設というようにお話しは出ておりますけれども、4階は牛久市の所有床ではないということで、以前たしか床を交換なんていうお話もちよこっと何かお聞きしたような気もするのですが、そのあたり、方向性、これはどうなっているのかというところをお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 通学路に関する再度の質問にお答えします。

予算額、予算のほうのことについてでございますが、こちらにつきましては、毎年幾らぐらいという形ではなくて、この時期は先ほども申し上げましたように、基本的に道路の拡幅が伴ってくるというものでございますので、その年度にどこまで用地をストックするかとか、それに伴って補助がどのぐらいかかるか、それで工事のほうはどこまでやっていくかというものを事業費として積み上げていって予算要求をしております。そのため、年度ごとには予算の、毎年ですね、

違ってくるような状況となっております。そういう中で、ほかの事業ともいろいろ調整をしながら計画的に進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 まず、サイン計画について、これは計画的に毎年設置または更新していくのかということについてお答えいたします。

案内板等の設置につきましては、各施設の所管課により計画・設置されるものであり、必要に応じて新設・更新がなされるものです。これまで今までの実績といたしましては、牛久沼周辺の案内板や牛久市の東部地区の公共施設の案内サイン、あと茨城ヘルスロードの案内サインなどが新設・更新されておりました。次年度、当課においては牛久駅東口の再整備の際に設置した案内板について、施設の表示などの修正を含め、サインの張りかえを予定しております。このようなサインの新設や更新の際に、ガイドラインに沿ったデザインを検討するための委託業務費としていくことと考えております。

続きまして、エスカードの共益費、こちらの坪単価についてお答えさせていただきます。こちらはフロア単価といたしまして、坪月当たりの単価、令和元年度は2,037円、こちらが令和2年度には2,549円となります。

続きまして、新たな工事費の負担につきまして、こちらはA工事と呼ばれます大家が負担すべき基本的な部分については市の負担となりますが、B工事、内装のテナントのほうが行う工事の部分もございますので、そちらはそういう取り決めに基づく工事の負担をしていくということで考えてございます。

続きまして、公共的利活用、4階のことにつきまして、これまで公共的利活用につきましては、4階を前提に検討を進めてまいりました。現時点においても4階で決定しているというものではないです。しかしながら、現在のテナントのリーシングの状況等を考えますと、3階フロアの民間活用の可能性が高いところから、公共施設を整備するに当たっては、フロアを一体として利用できる4階の可能性が高いものと考えてございます。また、床の交換につきましても、交換は4階に公共施設を整備する場合の1つの手段としてこれまでも議会等でも申し上げてきましたが、御存じのとおり、4階の床は現在市の所有ではないことから、4階で公共施設を整備するためには、4階の床を借りるのか取得するのか、そのような整理が必要となりまして、その1つの手段といたしまして、交換も含め検討を行うものであり、そのための経費といたしまして令和2年度に不動産の鑑定予算を計上してございます。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど共益費をお示しいただきましたが、令和元年度より令和2年度が上がっていると。じゃあ今後、テナントが入って行って、公共施設もその中に入っていくとなると、共益費というのは上がっていくと考えてよろしいのでしょうか。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいま御質問にありましたが、共益費のほうは今後、3階、それから4階等が使われるようになっていくと、それに合わせて共益費も上がっていくと考えてございます。

○黒木委員長 続きまして、質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 よろしく申し上げます。

まず、97ページの0101「有害虫等を駆除する」事業の詳細を、スズメバチ駆除と書いてあるのですが、近年、温暖化によりましてスズメバチの活動期間もふえていますので、これは依頼が来てから、市としてはどのぐらいを目標として駆除しているか等につきましてもお伺いをいたします。

次に、同じページの0105「環境美化を進めて不法投棄を防止する」事業、これにつきましても詳細をお聞かせ願います。以前、要注意箇所にはカメラ等を設置していたというふうに記憶していますが、今後また危険箇所についてはカメラ設置等の考えがあるのか、あわせてお伺いをいたします。

3問目の質問として、雨水排水について質問させていただきたいのですが、これは道路の雨水排水というよりも、最近、奥野地区で大規模な太陽光が開発されておりまして、以前、森だったところ、保水力があった土地がああいったような開発をされますと、大量の雨が降ったときに雨水の行き場はどこになるのかというのが私はわからないので、ああいった太陽光の大規模な開発については、雨水排水についてどのような条件がついているのか、それがわかりましたら教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 諸橋委員の御質問にお答えいたします。

現場のほうにどれぐらいで行けるのかという御質問でよろしいのでしょうかね。（「はい」の声あり）スズメバチの駆除につきましては、29年度の実績で383件、30年度で283件というデータになっています。その年、年の気温によって全然発生が違いますので、件数は随分推移がでこぼこしている感じですかね。現場のほうにつきましては、お電話をいただいてからできるだけ早く行くようにはしておりますが、駆除をするのに夕方の蜂が戻ってきてからのほうが駆除をしやすいので、どうしても夕方以降ということになります。暗くなってから蜂が戻ってきて、戻り蜂がないような状態での駆除をやらせていただいています。以上です。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 諸橋委員の御質問にお答えします。

まず、不法投棄の処理なのですが、まず委託料なのですが、主にシルバー人材センターのほうに委託しまして、パトロールとタイヤとかそういうものの回収を行ってもらっているものの委託料と、その集まったもの、クリーンセンターで処分できませんので、業者のほうに委託して処理してもらうので、その費用が主な費用となっております。

それで、カメラの設置なのですが、廃棄物対策課のほうに仮設のカメラがあります。不法投棄とかが多い場合、住民の方から御相談があった場合、こちらのほうでそういう場所に設置の必要性がある場合は設置しておりますので、今後もそのような対応をして、固定式のカメラというのはちょっと設置していないのですけれども、仮設でどこにでも置けるカメラというのは、うちのほうで2台所有しておりますので、そちらのほうで監視していくようになっていくかと思っております。

以上です。

○黒木委員長 建築住宅課長。

○木村建築住宅課長 奥野地区の大規模メガソーラーの件についてなのですが、開発行為の中で、その申請の中で全体の雨水の流量計算をしまして、調整池を介して最終的に流末に接続するというので、きちんと審査のほうはしております。以上です。

○黒木委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたしたいと思います。

午前11時15分休憩

午前11時28分開議

○黒木委員長 それでは、ちょっと時間前でございますけれども、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

その前に、都市計画課長のほうから発言を求められておりますので、許可いたします。都市計画課長。

○榎本都市計画課長 先ほど公園里親の箇所数等につきまして訂正がございますので、ここで訂正させていただきます。

公園里親実施団体は18団体で、現在管理している公園の数が37の公園及び7カ所の緑地を管理しております、合計44カ所になります。

以上、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 それでは、これより質疑に入りたいと思います。

一応一巡しておりますが、加川委員。

○加川委員 よろしくお願いたします。予算書の121ページ、0107番、「まちづくり団体の活動を支援する」という事業でございます。こちらはひたち野うしくまちそだて協議会に負担金を出して応援している事業というふうにお伺いしております。事業内容として、七夕やクリスマスイルミネーション、こちらの運営に協力しているということでございますが、こちらのイルミネーション、ひたち野うしく駅では例年大変好評で、また防犯の意味からも、植え込みに運用できないかといった意見がございます。こちらについての御見解をお伺いたします。

また、先ほど来、別の委員からもサインや公園についての質問が出ておりますが、123ページ、0107「公園の設備を保守点検する」というところで、ひたち野西とひたち野東地域にはたくさんの公園があり、それぞれ名称もまた異なっております。新住民の方には大変わかりにくく、子供たちには愛称で浸透しているような状況もあるのですが、例えばみずべ公園、さくら公園、グリーンパーク、おやま公園など、子供たちにはこの愛称で親しまれ、すぐ待ち合わせなどできるのですが、新住民の方は2号公園、3号公園、街区公園、このような名前が地図に表示されているだけで、どこの公園にその目的の場所があるのか、どこの地域を訪ねたいのかわからないという声がございます。サインの設置等とあわせ、保守点検の意味でも再度公園にわかりやすい掲示・明示ができないかお尋ねいたします。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 まず、ひたち野まちそだて協議会が行っておりますイルミネーション、こちらを植え込みなどに運用できないかという御質問にお答えさせていただきます。

牛久市としましては、ひたち野まちそだて協議会のほうに委員の一団体として参加いたしまして、またお金のほうも出しておりますが、あくまでひたち野まちそだて協議会の中で話し合っ、どこでどういう形で設置するかというのは決めているところでございます。そちらの中で、市としても一構成団体として御意見することはできますが、どういう形でやっていくかということは、こちらの団体のほうの決定したことになるのでございますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、公園の名称について、これがまちまちになっているということでございます。公園に関しては、管理上、その公園、都市計画公園として都市計画決定されているものをA公園、それ以外の一般公園等をB公園、あと公園以外の緑地などをCとして、市役所のほうで分類して管理しているところでございますが、公園の名称につきましては、地域の方の呼びやすい名称など、随時、地元からの要望があった場合は、そちらの名称を採用して、それを公園名として看板を立てる等をして普及を図っているところでございます。地域の方からの御要望などがございましたら、そちらを話し合った上でわかりやすい名称をつけることはどんどん進めていきたいと思っておりますので、そういう箇所等が具体的にございましたら、ぜひ御相談いただければと思います。よろしく願いいたします。

○黒木委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 済みません、予算書の107ページ、0101の、ちょっとわからないので御説明いただきたいのですが、UFOクラブというのは、中身をちょっと教えてください。

それから、0105の「耕作放棄地の拡大を防止する」ということなのですが、これは具体的にどういうことをやるのか、やっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

その2点です。

○黒木委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしく願いいたします。

まず、今の1問目、UFOクラブはどういった団体かということなのですが、こちらのほうはUFOクラブといいまして、牛久フューチャーファームオーナーズクラブの略になっております。その頭文字をとってUFOと名づけてあります。平成17年に結成されました、未来の牛久市の農業を担っていただけるような若手の農業者の団体のことが、このUFOクラブというように名称で呼んでおります。

現在、会員数が20名おまして、主に市場でやっています、とくどく市であったりとか、市でやりました、ウシクリスマスですね、阿見のアウトレットでやった。あと、その他イベントなどでの直売の協力、あと農業体験や、あとひたち野にある専門学校の農業体験、そういったことにも協力してもらっています。あと、食育を目的としました親子の農業体験、そういった要望があったときには、UFOクラブのほうで受けていただいて、やっていたいる状況でございます。あと、それぞれ、20名いても、みんなつくっている作物はまちまちですので、定期的に

定例会を設けまして、横の連携を今築いているような状況でございます。

次の「耕作放棄地の拡大を防止する」ということなのですけれども、こちらは実は牛久グリーンファームを設立したときに、そのまま予算の項目として残っております。この内容としましては、グリーンファームのほうに無償で貸し出ししております車両の車検であったりとか、保険であったりとか、そういったものが含まれております。あと、設備、施設自体は市の持ち物になっていきますので、電気工作物の保守点検だったりとか、合併浄化槽の点検だったりとか、あと火災報知器だったりとか、あと井戸水を使っていますので、水質検査を行いましたり、そういったものがこの項目の中に入っております。

現在、今グリーンファームのほうでは約40町歩、市内で耕作をしております。中には、正直、耕作には向かない土地、そのまま放っておいて地主さんに返還すれば耕作放棄地になってしまうようなところも多く含まれております。また、今の段階では、耕作放棄地を拡大を防止するというよりは未然に防ぐというような形で、担い手さんがいなくなってしまうとか、もうどうしてもこの土地はできないよと、そういったところ、情報をもらったところを優先的にグリーンファームのほうで受けていただいて、また新規就農者の方には優先的にそういったところからいい土地を譲り受けてもらうような形を構築しているところでございます。以上です。

○黒木委員長 よろしいですね。（「はい」の声あり）

続きまして、北島委員。

○北島委員 3点質問します。

歳入ですが、27ページ、これで株式会社新都市ライフホールディングス株式配当金、ありますけれども、この会社はどんな会社なのか、何をしている会社なのか、そして市が株を保有している理由、それからその金額、これを教えていただきたいと思えます。

それから、次に2点目は、121ページ、「都市計画を適正に管理する」、この中で北部地域宅地開発検討6、270万円、今年度で調査研究の委託が行われて、3月の25日がその業務委託契約の締め切りのはずですが、それとの関連でどういうことをやるのか。そして、今度、その今年度行った委託内容については、成果品が出た場合、全部、大きなファイルが何冊にもなると思うのですが、見せていただくことができるのかどうかお伺いします。

それから、次に「エスカードビル牛久の利活用を図る」というところで、12番に委託料、実施設計9、368万7,000円、この実施設計ということは、基本構想あるいは基本設計ができていくということのはずですが、この設計費から推測すると、通常、建築・建物関係の設計は5%前後、ただし改修工事となると約その倍、10%から15%の設計料が世間相場ですけれども、それから逆算すると7億円から10億円くらいの工事費が推定されるのですが、先ほどちょっと関連の質問がありましたけれども、エスカード4階だけだったら額が大き過ぎるんじゃないかと。それで、しかも基本設計ができていくということは、どういう用途にするかということ、それももうある程度決めていないと、設計には入れないのにどうなっているのか。そこら辺の詳細な事情を教えてください。

以上3点お願いします。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、株式会社新都市ライフホールディングスは何をしている会社かとの御質問にお答えいたします。こちらの会社は旧住宅都市整備公団、現UR都市再生機構に関連するグループ会社の持ち株会社といたしましてグループ経営を推進し、事業会社として商業施設等の管理運営やテナント支援・調査・計画・コーディネート・管理組合業務や保険代理業務などを行っている会社でございます。こちらは独立行政法人UR都市再生機構が開発した大規模ニュータウンなどにおける商業施設の建設や管理運営を行うことを主な目的として設立されているグループでして、平成28年4月1日に株式会社新都市ライフを親会社として、全国にある7つの会社を経営統合し現在に至っております。その中の1つが筑波都市整備株式会社、こちらは構成する7つの経営統合した会社の1つになっておりますが、こちらの筑波都市整備株式会社、こちらが牛久市に関連するところということとなっております。

この株を保有している理由なのですが、牛久市の場合は平成6年に住宅都市整備公団が龍ヶ崎市と牛久市、阿見町の都市開発地区の市街地形成を図ることを目的に、南茨城新都市開発株式会社という第三セクターを設立しまして、その趣旨に協力して出資いたしました。具体的な事業内容としては、龍ヶ崎ニュータウンの整備、それから龍ヶ崎ニュータウンではショッピングセンターサプラ、イトーヨーカドーがあります、そちらの整備。それから、牛久市の場合には、ひたち野地区、牛久北部地区と東下根地区、こちらの区画整理を行いました、その中でひたち野リフレの建設等を行っております。また、阿見町でも荒川本郷、当時区画整理の事業の計画がございまして、そちらの開発の関連事業を行ってございました。その後、経営統合などにより阿見町のほうはなくなりましたが、結果として現在、牛久市では合計1,500万円の出資に対し、8,627株を保有してございます。

なお、牛久都市整備株式会社、こちらが牛久市に具体的に関与している、関与したことといたしましては、ひたち野リフレの建設や当初の運営、それからひたち野地区にショッピングセンターとしての西友を誘致したこと、あと現在も続いておりますが、ひたち野うしくまちそだて協議会、こちらの団体を設立しまして、毎年負担金を支払って、また事務局としてこちらの運営に携わってございます。

また、コンサルとしまして、牛久ワインビレッジ構想というのが以前ございましたが、そちらに基づく牛久シャトーを中心としたまちづくり計画の策定や、牛久駅東口駅前広場の再整備など、そちらにまちづくりの専門家を派遣する、あと委託業務としてそちらを担当するなど行ってございました。そういうような経緯がございます。以上でございます。

続きまして、2番目の御質問、北部地区、こちらはまず令和元年度の内容といたしまして、前年度までの調査によりまして、ひたち野中学校に隣接する東獺穴地区に区域を絞って、謄本と公図により権利関係の調査を実施いたしました。また、施工区域案を作成して、昨年10月に地元説明会を実施しまして、それ以降、地元より地権者の意向調査を実施しております。県外の地権者で不明の地権者が何件かありまして、その搜索等に時間を要しております。いまだ1名が不明

のままの状態でございますが、地元、あと県内のおおむねの方から開発に同意を得ているところでございます。今後、地権者の意向を踏まえて、手法について事業の決定が今年度に残っているところでございます。

なお、こちらの成果品につきましては、個人情報が多量に含まれるために、こちらをお見せすることに関してはちょっと内部で協議させていただいてからの回答とさせていただきたいと思っております。

次に、令和2年度の委託の内訳でございますが、事業調査といたしまして、事業計画案の作成、土地利用計画や資金計画、事業スケジュールなどについて、あと地区計画原案の作成、権利関係の再調査、こちらがあります。また、基本設計といたしまして、工事費用を算出するための道路や排水、公園・緑地等の計画・設計、それから測量といたしまして、基準点測量、あと現地測量、あと地区界測量、公共用地の確定測量など、あと事業協力者の選定として、選定基準や要綱の作成、あと地権者関係の合意形成や合意書取り交わし等の支援、協議会の運営、説明会運営支援など、その他関係機関協議等の作成がございまして、それを積み上げた中での委託料という形で予算を算定してございます。

続きまして、エスカードの実施設計につきましては、現在検討を進めております公共的利活用に伴う改修工事の実施設計費として計上しております。通常の改修であれば、委員おっしゃるとおり、該当フロアのみを対象とするものですが、エスカード牛久ビルの場合には、商業ビルを他の用途に変更する、そういうことも検討しているところから、法規的にビル全体の確認が必要であること、また構造や設備等が複雑であることから、当然、業務全体が複雑化しておりまして、一般的な設計費よりは金額が高くなる傾向にあります。これにつきましては、今年度中途時点での基本構想や基本設計のコンサルによるさまざまな可能性を盛り込んだ数字でありまして、詳細が決まりましたら、また発注段階において再度金額の精査を行うとともに、補助金を最大限活用することで市の持ち出しは最小限にとどめたいと考えてございます。

最後に、工事費につきましては、現在取り組んでおります基本構想、基本計画策定業務の中で、おおよその改修事業費も算定することとしておりまして、現在算定中であります。工事費につきましても、内容、金額の精査をいたしまして、市の負担を最小限とするような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○黒木委員長 北島委員。

○北島委員 北部地域宅地開発についてですけれども、今、令和2年度から都市計画についての見直し、始まるはずですよ。それがなぜこれ、この部分だけは都市計画変更後に進めるようにしないのか。これは一般質問でも、急ぐからというような理由だったと、答弁があったと覚えていますけれども、ちゃんと手順を踏んだほうがよくはないか。法律上の手順をです。ここはやはり、それで一体どれほどおくれるのか。ちょっとそここのところが大きな疑問なのですが、ぜひ説明していただきたいと思います。

それから、エスカードビルの利活用を図る工事、まだいろいろと決まっていない要素があるようですが、一般的な設計費よりも高目にとというのは、いろんなことを想定すれば、だんだん高く

なるのはわかりますが、用途変更があれば当然、構造の評定も受けなあかんし、確認申請も出さなあかんしというようなことで、余計な費用、余計言うたらあかん、必要な費用がかかりますけれども、それでもあのビル、商業ビルで、それほど建物自体は複雑ではないので、一般的な設計費で十分上がると思います。そのことは次、先ほど答弁あったように、実際に発注する段階で厳しく見ていただければいいと思う、これは要望です。

その2点、よろしくをお願いします。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 まず、北部地域の開発で都市計画の見直しを行った後に、都市計画を変更した後にちゃんとした法令の手順を進めていくほうがよいのではないかと御質問に対してですが、以前にもこの議会の場でお答えしていると思いますが、都市計画の変更、そちらは区域の見直しとなりますと、5年に一度の改定ということになりまして、今回エントリーしても実際に市街化区域の見直しをするのは5年後になってしまいます。ただ、現在、ひたち野地区の宅地の、まさに今売れている状態です、ここを5年待つということで、将来的な宅地化についてかなりの影響が出るものと考えておりますので、であれば、調整区域のまま区域を指定して、都市計画制度の地区計画等で指定した後に、将来ある程度張りついた後に都市計画の変更をするというほうが、時間的に、我々は少なくとも5年は早く事業がなせるものと考えて実施しているところでございます。

あと、今エスカードのほうで一般的な設計、高くなるのは御理解いただけるということでお話をいただきましたが、先ほども答弁しましたように、実際に詳細が決まったときにはしっかりと内容の精査を行って進めていきたいと思っておりますので、御理解よろしくをお願いいたします。

○黒木委員長 それでは、ここで、質疑の途中でありますけれども、暫時休憩をしたいと思います。再開は13時5分といたしたいと思います。

午前11時51分休憩

午後 1時01分開議

○黒木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑のある方は挙手を。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくをお願いします。3問質問させていただきます。

101ページ、0101「一般廃棄物を収集する」の予算組みの中で、関連になってしまいますが、予算が組まれていることで質問させていただきます。

委託料が計上されている中で、担当課さんのほうでは把握されているということはもちろんわかっているんですけども、回収ごみのその分別ですね。その辺をちょっとどう考えているのかお聞きしたいと思います。スプレー缶が使われて爆発してパッカー車が燃えちゃったという事例があったと聞きましたので、それに対する分別指導と、あと事故対応というんですか、その辺をどういうふうにお考えなのか確認をとりたいと思います。

済みません。113ページ、0102なんですけれども、いつも聞かせていただいております

「牛久観光協会を支援する」という予算計上の中で、ことしの実績と予算を組んでいく中での来年の事業予定をお聞かせいただければと思います。

あと0108「牛久シャトーを利活用する」ということで、けさほど社長さんのほうから事業計画をお聞きしたんですけれども、いろいろあるんですけれども、まず、大きな枠組みで1点だけ予算ということで確認したいのが、資金繰りをどうされるかという御質問の通告の中で、赤字計上は1年目あるというところで、資本金の充当で当座解決するという話をいただきました。その中で、それは多分やっていくと資本金の額面を考えると、1年しかもちませんので、その後、当然今こういう状況で観光経営が厳しくなるのはわかるんですけれども、通常期として、通常営業をしていくという仮定のもとでその資金繰りですね、こちらのほうを向こうさん、第三セクターのほうが経営者でありますから、こちらのほうでは経営指導をどういうふうに考えているかということで確認をしたいと思います。以上3点でございます。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 甲斐委員の御質問にお答えいたします。

委託業者なんですけれども、現在牛久は3地区に分けて3業者で行っていただいております。

それで、分別なんですけど、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分けてそれぞれの日に回収しております。

御質問のあったパッカー車の火災なんですけど、今年度2件ありました。それは不燃ごみの回収時に、カセットコンロに入っているボンベ、冬場なんですけど、それを使い切らず出して、中身が入っている状態を出して、それでパッカー車に入れたところ火花が散って火災が起きました。

対応なんですけど、煙が出ていたので、パッカー車はそのまま消防署のほうに行きまして、消防署のほうで消していただきました。それで、廃棄物対策課の職員と消防署の職員がパッカー車と一緒にクリーンセンターのほうに行きまして、全部ごみを出して、それで燃えていないことを確認して、処理をしております。それでこのところ2回ほどありましたので、市民の方々にもホームページや広報誌等でスプレー缶や、カセットボンベのほうの使い切って出すということをもう一度再周知したところでございます。これは定期的に行って、今後もいきたいと思いますので、以上になります。

○黒木委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 甲斐委員の観光協会の元年度の事業の実績及び2年度の事業の予定の御質問にお答えさせていただきます。

まず今年度でございますけれども、県主催の上野駅ですとか、埼玉県での観光キャンペーンを初めとした各イベントですね。今年度年間23のイベントに参加をさせていただきまして、牛久市のPR、市の特産品などのPRを行ったところでございます。それ以外に、電話の問い合わせ、かなり牛久に来たいという方が結構いらっちゃって、観光案内をかなり電話でさせていただいているんですね。それとか、それに合わせて、牛久市の観光パンフレットを欲しんだよということで、御自宅のほうに郵送するなどのサービスも行っておりまして、御自宅に郵送した件数が数えてみましたら約100件ほどございました。

あと今年度、もしかしたら委員さんたちもごらんになっていらっしゃるかと思うんですけども、牛久市内では去年の11月3日のWaiワイまつりのときにキューちゃん焼きと言って、大判焼きに、キューちゃんの——観光協会のマスコットキャラクターのキューちゃんなんですが、そちらの顔が焼いたら浮き出るみたいな形になる大判焼きの焼き型のほうをつくりまして、甲州市のぶどうまつりですとか、常陸太田の秋そばまつりにも出店をしたという実績がございます。令和2年度は、引き続き今年度同様イベントのほうでPRをさせていただくほか、今年度、ガイドブックのほうを新しく刷新をいたしましたので、そちらを配布する。あとあわせて、観光DVDも追加で発注をして、作成をいたしました。1年間をかけまして、市内の撮影を行い、牛久シャトー、大仏、牛久沼などはドローンを使った撮影も行っておりますので、こういったDVDなどでもPRができるかなと思っております。

あと、シャトーのPRですね。市の観光施設としてシャトーのPRを積極的に観光協会としても実施していきたいと考えております。

また、あわせて、先ほどのキューちゃん焼きをもっと広めていけたらなと考えてございます。以上でございます。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 甲斐委員の御質問にお答えいたします。

牛久シャトーの資金繰りのお話なんですけど、今回の一般質問の答弁でも答弁させていただいたとおり、まず、銀行の融資を考えられると思います。幾つかの選択肢があると思いますので、それもけさほど社長がおっしゃっていたように、毎回赤字という考え方ではなくて、年度の末になって、そういう状態になってからという条件付きの話ですけども、この会社、メインバンクを持っていますので、指定の金融機関を設けましたので、そちらにお金を預けて運用していきますので、そちらとの相談ということになります。運用については、出資金を使ってはいきまずけれども、その出入りの中でお金を工面していくというやり方になります。以上です。

○黒木委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。

一応再質問という形で2点ほどお願いします。

まず、ごみのパッカーのほうなですけども、その事故後、事故車両の確認は、使えるか使えなくなったかというような確認をとられたかということと、それに対して市として何か対応があったのかないのかの1点と。

シャトーの資金繰りのほうの再質問としまして、だめならいいんですが、そのメインバンクを教えてください。以上です。

○黒木委員長 廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 再質問にお答えいたします。

事故2件のうち、パッカー車1台は、後ろのところの基盤がだめになりまして、そのまま廃車しております。

委託するときに車両に対して保険のほうに入ってもらっていますので、その保険のほうの対応

で事故車を買っていただきました。以上です。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 金融機関につきましては、志願者のほうとちょっと協議させていただいてお知らせするような形になるかと思えます。以上です。確認します。済みません。

○黒木委員長 続いて質疑のある方。山本委員。

○山本委員 済みません。それでは、113ページ、先ほどの観光協会のところですか。前回の予算は450万円、今回700万円ということで金額が上がっております。先ほどおっしゃったガイドブック、多分牛久日和ですか、去年発行しなかったというお話でしたのでその繰り上げがここに入っているのかなと思えますが、そのガイドブックの金額を伺いたしたいと思います。

それから、このシャトーの桜まつりですね。今回補助金の適正化委員会の経過報告のほうを見せていただきますと、観光協会の補助金、シャトー桜まつり開催費用分の増というふうに書かれております。それに対して委員会のほうからシャトー桜まつりは運営会社の自主事業とされたい。その後、委員会修正案の内容としてシャトー桜まつりは新会社と観光協会が共催するものであり、観光協会に対する補助として当初要求どおりとする。しかし、単年度の補助とするというふうに委員会の修正案の内容を書かれております。ちょっと意味がよくわかりにくいので、このシャトー桜まつり、今までの運営主体がどこだったのか、金額も含めて、そして今後牛久シャトー株式会社ができただ中で、どういう主体はどこになっていくのかというのを確認したいと思います。

それから、111ページです。0102「牛久市商工会の運営を助成する」というところです。これも補助金の増額になっております。増額の理由が経営発達支援計画の事業となっておりますが、この事業内容についてお伺いしたいと思います。

また、決算書をいただいたんですが、ピザフェスタがどこの金額になっているのかちょっとわからなかったものですから、ピザフェスタがこれ幾らで、来年度計上されているのかをお伺いしたいと思います。

それから、ページ数101の0106「飲用地下水を調査する」この委託料の水質分析調査というの内容ですね。定期的に行っているものなのか、そこら辺も含めてどういった事業の委託なのかをお伺いしたいと思います。以上3件です。

○黒木委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 ただいまのまず、観光協会の御質問で、ガイドブックの御質問ですけれども、ガイドブックにつきましては、今年度作成をいたしまして、3月の末日に仕上がる予定となっております。多分1年前の予算特別のときに30年の10月の末にシャトーのほうから飲食物販が撤退することになったので、30年度本来、増刷をする予定だったパンフレットを増刷するのを取りやめて、元年度、今年度はその印刷を繰り越すという御説明をいたしましたので、多分そちらかなとは思いますが、なので、ガイドブックは今年度末に仕上がりますので、新年度、令和2年度から新しいガイドブックを使ってさまざまところでPRを行ってまいりたいと考えております。

今回、令和2年度、250万円増額になっておりますけれども、これは桜まつりの経費として

計上をさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、本来、新会社ができたので、また、当初桜まつりの時期までに再開をするということで当初新会社も動いておりましたが、2年度予算どりを昨年未ぐらいに、そのときにそのめどが立っておりませんでしたので、その段階で、なので、ただ、桜まつりを牛久市としてシャトーでやらないという選択肢はなかったものですから、もし、新会社でできなかった場合には、シャトーの会場を観光協会に借り上げて、観光協会が桜まつりを主催をするための経費として上げておこうということで250万円上げさせていただいたところでございます。結果的には、コロナウイルスの影響で桜まつりという飲食を伴ったイベントは控えさせていただくことになり、開園時間を延長し、ライトアップするというものに変更にはなってしまいましたけれども、そちらのライトアップの費用につきましては、観光協会のほうで持つような形になります。

○黒木委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 済みません。商工会のほうの御質問にお答えさせていただきます。

こちら、平成31年度商工会の補助金が1,924万3,000円で、令和2年度2,208万6,000円、284万3,000円の増額となっております。こちらにつきましては、委員さんからもございました経営発達支援計画を新たに国から認定を受けましたので、そちらに位置づけられました新しい事業、そちらの事業費としての増額という形で上がっております。

そちらの事業の内容ということなんですけれども、計画の中には約30の事業が位置づけられておまして、その中で新規の事業14事業ございます。具体的にちょっと一部御紹介させていただきますと、地域経済動向調査というものをやる形になります。こちらについては、これまで商工会さんのほうで決算の申告、年間220件を超える指導を行っているそうなんですけれども、これまではそのデータの分析というのをやっておらず、各事業所の経営分析ですとか、その指導までには至っていなかったと。新たに40社の決算データのほうを分析しまして、市内の各業種ごとの業況を把握いたしまして、公表するとともに、事業者の支援を行っていくというような事業だとお伺いしました。

あと、2点目といたしましては、需要動向調査というものを実施するそうです。こちらは、小規模事業者さんは商品とか、サービスの提供に当たって、自社の売りたいとか、つくりたいとかという意識が先行してしまっていて、お客様、顧客のニーズに基づく商品とかサービスの開発という視点に欠けているということで、例えばWaiワイまつりなどのイベントのときに、調査対象商品の価格ですとか、量だったり、味、パッケージのデザインなどをアンケートによって調査をいたしまして、それを分析して商品の開発に生かしていくという事業だということで、このような新しい14の事業を行うための経費の増額をさせていただいております。

あと、ピザフェスタなんですけれども、ピザフェスタ、令和2年度の事業費は230万円になります。議員さん方にお渡ししたのは平成30年度の商工会の決算書になるかと思っておりますので、そちらにはちょっと掲載がない形になります。以上でございます。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 地下水の調査についてお答えします。

調査の内容につきましては、久野、桂地区内のアルキル水銀、こちらは阿見町の吉原地区であった水質汚染の事案を受けて実施しているものです。久野と桂地区でモニタリングポイント7点を選定しまして、年に2回モニタリング調査を行っております。今のところ、物質の検出はないという状況です。ただ、まだ阿見の吉原地区にあります観測井戸のほうからは若干の物質が出ていることから、継続したいというふうに考えております。

それから、牛久町のモニタリングのほうにつきましては、以前、トリクロロエチレンが検出された事案がありまして、その事案を追いかけているモニタリングになります。こちらのほうについては、現在9地点を調査をモニタリングをしております。こちらのほうにつきましては、基準を超過しているのが9地点のうち7地点、ただ、汚染についてはそれ以上の進行はないというふうに見ています。以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 はい、ありがとうございます。

そうしますと、シャトーの桜まつりについてちょっとお伺いしますが、今回はまだ牛久シャトー株式会社がはっきりしないということで観光協会が主催という、違う……、シャトー桜まつりはないですけれども、ライトアップに関しては観光協会ということで、御免なさい。じゃあもう1回ね。済みません。じゃあ来年牛久シャトー株式会社ができたらシャトー株式会社と観光協会の共催という形になのか、ちょっと済みません。御免なさい私、ちゃんと聞いていませんね。申しわけありません。ライトアップの費用に関しては、今回は市がという形ですね。わかりました。ちょっともう1回そこを済みません。お聞かせいただきたいと思います。

それから、商工会のピザフェスタなんですけれども、今回はやらなかったから、ピザフェスタはたしか中止になったと思うんですけれども、そういった場合は、その分に関しては、返還されるのかな、というところを確認したいのと、あと、この補助適正化委員会のピザフェスタのあり方について、再考されたいというふうに書いてあるんですけれども、これがどういった意味で再考されたいのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○黒木委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 では、まず、桜まつりの御質問でございますけれども、私も言葉が先ほど足りなくて、大変失礼いたしました。今回、3月の末と4月の頭、土日4日間ですね。そちら開催の桜まつりにつきましては、あくまでも主体は牛久シャトー株式会社になります。しかしながら、プラスアルファのライトアップ、そちらは結局飲食をしないということになりましたので、市民の皆様にもせめても桜を楽しんでいただきたいということでライトアップをするということになりましたので、その経費の50万円を観光協会のほうから支出をさせていただくという形で考えております。主体はあくまで牛久シャトー株という形になります。

今後につきましては、バーベキューガーデンで、あちらが再開するような形になった場合には、桜も基本的にはあそこのバーベキューガーデンの周辺になりますので、以前のように桜を眺めながらバーベキューを楽しんでいただくというようなスタイルに戻るという表現でいいのかはちょっとあれですけれども、牛久シャトー株のほうで行うという形になります。ただ、そのときに、

もしかすると観光協会のほうでも何らかの形で協力をするという事はあり得る話だとは思いますが。

続きまして、ピザフェスタのほうですね。ピザフェスタ、今回残念ながら新型コロナウイルスの影響で中止という決定を牛久市商工会青年部のほうで行ったわけなんですけれども、その決定をいたしましたのが2月18日になっております。ですので、ポスターとか、チラシ、あと捨て看板などは既に作成済みで支出してしまった経費がございます。また、フォトコンテストにつきましては、そのまま実施をするという計画でおりますので、それを合わせまして、概算ではございますけれども、今年度の経費270万円のうちの約半分はこちらに返還をされる予定となっております。

また、今年度支出した中でも今回つくって次年度に回して使えるものも当然ございますので、その分につきましては、来年度、2年度の予算が230万円ですけれども、それは満額請求をせずに、使えるものは使うという形で考えております。

ピザフェスタのあり方ということで、補助金適正化委員会の指摘の内容ということなんですけれども、このピザの青年部さんの事業につきましては、当初の目的というのは、牛久市のピザをつくって、広めるということだったはずなんですけれども、単なるお祭りとなっていないか、目的をはっきりさせる必要があるというような御指摘をいただいたところでございます。ピザフェスタにつきましては、今年度で4回目の開催で、イベントは牛久の牛久市のピザとして開発をいたしましたピザの里、大きい、委員の皆さんもごらんになったことあるかと思っておりますけれども、あちらは種類から言うとシカゴピザというピザの種類なんですけど、そちらのPR、あと販売、あと牛久にピザとワインを浸透させるということを目的に始めたものでございます。

実際に、イベント開催のほかにオリジナルのピザの里の取り扱い店舗、そちらが市内で16店舗ございます。ピザの里をPRするホームページも開設をしております、各店舗の照会ですとか、デジタルマップなど、かなり充実した内容となっておりますので、後ほどごらんいただければありがたいです。取り扱い店舗が日中の営業に弱いことや、あと手軽な土産物として利用できないといった弱点があるのは青年部の部員さんたちもわかっていらっしゃると思いますので、将来的には、お土産としてのピザの里を開発いたしまして、それは冷凍とか、冷蔵という形になるかとは思いますが、もしできれば牛久シャトーで販売したいという青年部さんの希望があるというの伺っているところです。以上です。

○黒木委員長 ほかにございませぬか。諸橋委員。

○諸橋委員 1点だけお願いいたします。

先ほどキューちゃん焼きの話がでましたのでちょっとキューちゃんに関連した質問をさせていただきたいんですが、キューちゃんのこういった年間スケジュールですとか、あとラーシクとのこういった取り合いといいますか、関係というのはどうなっているのかというものを伺いさせていただきます。非常に子供たちに人気のあるキャラクターですので、子供が集まるお祭り、特に鯉まつりとか、W a i ワイまつりなんか人も多く来ますので、そういったときに練り歩くなんていうことをやると非常に楽しいイベントになるんじゃないかなという個人的な思い

もありますけれども、そのあたりどのような御見解をお持ちか伺いをいたします。

○黒木委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 ただいまのキューちゃんの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど甲斐委員さんにもお答えしましたがけれども、市内外のさまざまな観光イベント、そちら今年度23イベントに行かせていただいておりますけれども、そちらの半分ぐらいはキューちゃんを連れてイベントに参加をさせていただいております。やはり委員さんからもございましたけれども、やっぱりキューちゃんが行きますと、子供たちが大変集まってきましたかなり人気ということで私も非常にうれしいです。

ラーシクとの云々の話ですけれども、ラーシクは多分市外には行けないキャラクターという形になっているかと思っておりますので、キューちゃんの役割としては市内はもとより市外を重点的に回ってPRさせていただければと考えております。以上でございます。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 113ページの0108の「牛久シャトー利活用する」というところ1点だけお願いしたいと思います。

私の一般質問の答弁で、牛久市の支援として2月、3月の賃貸料を免除ということと、先ほどの1年後は猶予というお話だったんですが、その内容を、契約締結のときにそういう内容が書かれていたというお話だったんですが、契約締結はたしか2月1日ってそのときにお伺いしました。その前に1月20日に第1回取締役会、第2回取締役会が1月30日とそのときもお聞きしたんですが、その中でどういった経緯でその契約締結までお話がなったのかというのをわかる範囲でお伺いしたいと思います。その取締役会での内容というのが、それはここではだめなんだろうかね。副市長はおいでになっていますけれども、だめなんだろうかと。

○黒木委員長 それでは、皆さんに委員の方3問ということでしたけれども、ずっと委員長、副委員長の場合、最後までということなので、まとめて質問、質疑をするような形になりますが、よろしく申し上げます。須藤副委員長。

○須藤副委員長 それでは、環境経済部4点、それからその後また建設部ということで、それぞれの部ごとに分けさせていただきたいと思っておりますので、済みません。

環境経済部のほうでは環境政策課99ページ、款4項1目4の事業0112「放射能対策を行う」ということで、今もずっと継続して放射線の測定をしていただいて、広報でもずっと発表されていた。それが今QRコードのほうで飛ぶという形になっておりますけれども、こうした活動をしていることに対しては市民の方からも一定の評価をいただいているところで、まずそれをお礼を申し上げます。

それから、その結果をいわゆる公園とか、そういうところの表示というのはきちんとなされているのかなということをやっと心配されている方がいらしたので、その点を伺います。

それからあと、甲状腺検査のほうの申し込みということで、若干名あるのかなというふうに思いますが、その辺について伺います。

それから、農業政策課2点、107ページの真ん中よりちょっと下のところで「耕作放棄地の

拡大を防止する」というところ、それから次のページの畜産業費の0102の「家畜の伝染病を予防する」という、この2点なんですけれども、これは野生動物という観点からちょっと質問をしたいと思います。

ここの耕作放棄地、今回の支出を見てみると、先ほどの御答弁のとおりだというふうに思いますが、牛久では幸いイノシシ等の被害が出ていないという状況の中で、こうした進入を防ぐというような意味でも森林を適切に管理する。あるいは耕作放棄地対策というのが必要だというふうに思いますが、そうした点からのこの耕作放棄地の発見、それから防止というのをどう考えておられるのかということが1点。

それから、次のページの「家畜の伝染病を予防する」これも県のほうの負担金ということになっておりますけれども、市としてこれは県のほうのいろいろな畜産協会のもし出た場合の対策としては決められていると思うんですけれども、牛久市として事前に何かをやっていくようなものがあるのか、その点についてお尋ねいたします。

それからもう1点が、先ほど来出ておりましたが、111ページの「商工会の運営を補助する」0102のところでございます。先ほど来ありましたけれども、国の補助金もついて、経営発達支援計画、これに商工会が行うということで、これに関連して、商工会はそれぞれの小さいというては失礼ですね、市内の商工業者の先ほどもあったように、経営改善に臨んでいく、そうするとこれによって牛久市でもその事業改善、それからあと、補償等の経営拡大につながる融資であるとか、そういうものに関連して、牛久市として、ここを受けて、その後別途予算が必要になるようなことがあるのかなど。それはどういうことになっているのか。

それからあと、今回の新型コロナウイルスということは、この中小の商工業者にとっては大きく影響があると思うので、これはまた国の対策が決まらなければ市としてどうこうできるということにはならないというふうには思うんですが、この新型コロナに対して、商工会を通じて特段、県も含めて指導が考えられるというようなことは今現在では市のほうにそうした情報が入っているのかどうか、その点を伺いたいと思います。以上です。

○黒木委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 放射能測定につきましては、まず、定点測定といたしまして、全部で62カ所になります。保育所、幼稚園、小学校、中学校、それから公園、62カ所を測定しまして、公園につきましては、看板を掲示しまして、それを書き換えるというやり方をしています。当然今のところといいますか、除染は終わっていますので、確認という意味で、放射線量率は上昇は見られない。

それから、甲状腺の検査につきましては、だんだん少なくなっはきてはいるんですが、31年度、今の現在で7名の方が受診されています。この事業は25年度からやっております、今までA1、A2、B、Cという結果があるんですけれども、B判定以上というのは今まで見られたんですが、放射線の影響でのがんということではないということでした。以上です。

○黒木委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 それでは、2問目と3問目の質問のほうにお答えさせていただきます。

野生動物に対しての耕作放棄地ということなんですけれども、先ほど委員のほうから話がありましたけれども、イノシシの被害に関しては、牛久も被害がございます。稲敷市との境、井ノ岡のちょっと奥のところになりますけれども、ちょうど市の境のところですね。こちらのほうは水田のほうにイノシシの被害が出ております。既にイノシシが嫌がるような薬剤を周辺に散布したり、県のほうから大きい箱わなを3基借りまして設置しております。幸いにもというかつかまっちはいいんですけれども、その後は大分被害の状況は減ってはおります。

あと、市内の床屋さん、散髪店にお願いをしまして、人のにおいを嫌がるものなので、髪の毛を不織布の袋に入れてつるしたり、定期的に対策はしております。周辺がどうしても奥まったところですので、森林に関しても所有者に許可をとりまして、薬剤のほうを散布したり、間にもちょっと田んぼで使っていないところがあるんですけれども、その所有者にも許可をとりまして、箱わなを設置させていただくこと等、ある程度処理をさせていただくと、そういったことはしております。

猟友会のほうにも話をさせていただいて、現場を見にいただきました。通常イノシシだったりとか、鹿の被害というのは、くくりわなを設置するのが一般的なんですけれども、ちょっと足跡が一定ではないために、ちょっとくくりわなの設置は難しいということで今回に関しては箱わなのほうを設置させていただいております。今のところはその1カ所、稲敷市との境なんですけれども、稲敷市のほうでも何頭かつかまえて駆除しております。牛久のほうにも常時いるわけではないとは思いますが、足跡が見られたりとか、ヌタバというんですか、そういった感じて横になった形跡はありますので、そういったことが今後ないように、定期的にうちのほうでも強いにおいのする薬剤ですとか、そういったものをイノシシは嫌がりますので、できるだけ人が管理しているよという状況を継続して、大体まくと2カ月とか、そのぐらいは効果がありますので、定期的に耕作している方とも連絡を取り合っておりますので、そういった形で今後も対策をしていきたいと考えております。

あと次が、家畜の伝染病ということで、牛久で考えられるのはちょっと前に騒がれました豚コレラとあと鳥インフルエンザ、こちらのほうの2つが大きいものになります。豚コレラに関しましては市内に2カ所事業所がございます。1カ所に関しましては12月の補正予算でとらせていただきましたけれども、国のほうの特例措置がございまして、イノシシが豚コレラの病原菌を運ぶということになっていきますので、その対策の柵を設置すると。そういったことで対策をしております。

鳥インフルエンザに関しましても、県のほうで要綱ができておりまして、万が一のときには当然ながら殺処分と、近隣に関しても消毒が入ると。市で独自で何かをやっているかということなんですけれども、市のほうではこちらに対応する消毒液であったりとか、消石灰ですね、あと畜産関係はどうしてもおいが広く出ますので、それに対応する薬剤のほうを市で毎年定期的に配布しております。こういったものが騒がれたときには、県のほうからも特別に消石灰が大量に配布されますので、それを農業政策課のほうで各畜産農家さんのほうに配布するような対策はとっております。以上です。

○黒木委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 では、経営発達支援計画に伴った牛久市で何か新しい事業があるのかどうかという御質問かと思えますけれども、まず、商工会のほうで策定いたしました経営発達支援計画の中に、牛久市の役割という位置づけがございまして、小規模事業者の声が反映された小規模事業者支援策の実現を図るといものがございまして、現時点での具体的な新規事業というのは、ございませぬけれども、現在も既に実施をしております自治金融制度を利用して、融資を受けた事業者に対する保証料や利子補給を継続して行っていくほか、商工会が管理している街路灯の撤去費用やLED化への補助、またはハートフルクーポン券の発行事業など、中小、小規模事業者に対する支援事業を継続してまいりたいと考えてございまして。

また、新型コロナウイルスの関連なんですけれども、市内でも飲食業、旅行業、旅館業のほか、学校給食がなくなったこととか、またはイベントが中止となったこと、あとは学校が休校になったことなどの理由で売り上げが減少している事業者さんがかなりいらっしゃいまして、商工会や、うちの商工観光課のほうにもかなり相談が寄せられているところでございまして。きょうもお昼に下に戻りましたら、かなりの件数の問い合わせがあったという報告を受けました。国では、昨日ですけれども、1.6兆円の資金のほうを投入するというニュースも流れていましたけれども、余り細かいことは時間がないのであれなんですけれども、信用保証協会のほうでやっているセーフティーネット保証ですとか、あとは日本政策金融公庫のほうでやっているセーフティーネット貸付とか、あとは衛生環境激減対策特別貸付なんていうのもございまして、そういったさまざまなものがあるんですね。ですので、それぞれに対象となる業種ですとか、適用の要件、資金使途など条件が違ってまいりますので、商工会さんでは、各事業者から聞き取りを行って、その事業者さんに一番利用しやすく、有利な制度を御案内をして、県のパワーアップ融資とか、銀行の融資につなげていっているんだよという話は聞いたところでございまして。

また、日々新しい、きのうも日本政策金融公庫で無利子、無担保の融資なんていうのも首相からの発言もございましたので、最新の情報をキャッチしながら、市内の中小、小規模事業者の資金繰りの支援を商工会と市が協力して行っていきたいと考えております。以上です。

○黒木委員長 須藤副委員長。

○須藤副委員長 質問というよりは、お願いという形になってしまうんだろうと思えますけれども、ただいまの商工会の市内の事業者のこの新型コロナに関連して、それぞれ経営的に非常に厳しい状況に追い込まれている方がいらっしゃるということで、これは商工会を中心に、こうした経営発達支援計画、これもこういう事業者がより事業が自分たちの今まで見えなかったものを、いわゆる大きな経営のスタイルの中で見直していくというようなことも含まれている中での中小事業者への支援という形だと思います。そうしたことから、このコロナ対策に対してもそういう事業者の方々の体制に寄り添う形で一緒に知恵を絞っていただきたいなというようなことをお願いするとともに、こうした既存の市内の事業者は、こうした厳しい中で自分たちの独立独歩でやっていくわけですね。そういうことを考えますと、牛久シャトーにおいても、やはり同じように親方日の丸ということの考えは、やっぱり一切捨てていただいて、この皆さんと同じという

一事業者であるということを肝に銘じて牛久市でも対応に当たっていただきたいなど、するべき支援はする。だけれども、それには一定の節度というか、市の役割と、事業者の役割が厳然たるのだということは、肝に銘じていただきたいと、これはお願いになりますので、答弁は要りません。

続いて、建設部のほうよろしいですかね。じゃあ建設部のほうについてちょっと伺っていきたいと思います。

都市計画課のほうでは123ページの「駅周辺を適正に管理する」ということで委託料、先ほども出ていましたように、実施計画、改修も組まれているわけですがけれども、今回の改修のコンセプト、それから工事のスケジュールについて伺います。

それから、空き家対策のほうなんですけれども、125ページの「空き家の適正管理及び有効活用を推進する」ということで、一般質問等でも多く出ておりますけれども、空き家の適正管理の中で有効活用のほうの部分というのがどうもやっぱり力がなかなか入れられないということなんだろうと思うんですけれども、私たち市民クラブが伊賀市をこの空き家対策で調査したことがあったんですけれども、そこでは、建築施工、それから建築士、金融機関、それから宅建業界、そうした方々の専門家の集団がプラットフォームを構築して、さまざまな空き家の所有者に対して利活用を図るための積極的アドバイスができるような体制をとっているということ伺ってきたんですけれども、牛久市の中でも、こうしたいわゆる金融もどうして含まれているかという、空き家活用には自分のお金をどう使うかといったときに、資産としてここに余力をかけられない人がいらっしゃるわけですね。こういう空き家に対してもリバースモーゲージというような形で、空き家を担保にしてお金を借りて改修に回すとかというようなこともやっているようなんです。そういうような意味で、この空き家の有効活用をどういうふうに行っていくか、そうした体制整備について伺いたいと思います。

それから、道路整備課のほうでじゃあ伺います。

115ページのところで「橋りょうを維持管理する」ということで、橋りょう点検が牛久市内の中で点検が行われたと聞いておりますけれども、その橋りょうを、今後長寿命化計画の中で、道路、それから橋りょうを同じような位置づけでやっていくんだらうというふうに思いますが、この辺の今後橋りょうについての整備計画、別途で立てているのか、そうした道路と一緒になのか、その辺の今後の取り組みについて伺います。以上です。

○黒木委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 都市計画課です。ただいま御質問がありました「駅周辺環境を適正に管理する事業」についての御質問にお答えいたします。

こちらの委託料の実施設計につきましては、牛久駅西口の駅舎とエスカードビルを結ぶ歩道橋の改修に関する施設設計の業務となります。この歩道橋は牛久駅西口再開発事業に伴い、駅前ロータリー、再開発ビルを結ぶ施設として設置されたものであります。現在、エスカードビルの空き床対策や、駅西口のロータリーのバリフリー化などの課題を解消するため、それぞれにおいて対策を図っているところであり、その一環として、駅周辺の利便性の向上を図り、エスカードビ

ルを初めとする駅周辺の活性化を目的として、歩道橋に屋根を設置するものであります。

なお、今回の改修によりまして、歩道橋自体の補修や、耐震化もあわせて施工し、長寿命化を図ることとしております。

工事のスケジュールにつきましては、来年度に実施設計を行いまして、令和3年度に工事を施工する予定としております。詳細な施工スケジュールにつきましては、来年度は実施設計にて検討してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○黒木委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。ただいまの空き家の活用のほうについての御回答をいたしたいと思っております。

牛久市の空家対策課のほうでは、平成29年度に新しい部署ができて、それまでやはり管理不全空家を対象に、どう改善していくかというものを一生懸命取り組んできたんですが、その中、空き家を発生させない。抑制ということで、やはり管理不全空家というよりも、空き家を発生させないということで取り組みのほうを今現在進めております。そこには、平成29年度にまず有効活用の第1弾として、空き家バンクの提携協定を宅建さんと結んでおり、そちらのほうに回していくという協定を結んでおります。その後、平成30年には、宅建さん以外、今度は弁護士会、司法書士会、建築士会の方と協定を結びまして、これは無料相談会、これは期間が年に4回で今ちょっとやっているんですけども、こちらの無料相談会の協定を結んで、市民の方に相談してもらおうということに取り組んできております。

それからまた最近なんですが、3月6日に、今度は司法書士会、弁護士会、建築士会の方と空き家の対策についての協定ということで、空き家のいろいろな相談、我々のほうの窓口に来ます。そこで、我々全部の専門ではないので、そこで今後はより専門の立場に立ったものを今度は推薦で御紹介していくということで、それを受けて弁護士会さんと各団体さんは受けていただくと、専門家の派遣をしていただくということ新たに3月6日に協定を結びました。その中で、今の段階では実態調査を毎年我々行っております。水道情報を利用して、おおむね1年間空き家になっているものについてアンケートをとって、その空き家をどうしたいのかということを実態調査しております。そこで相談に来た方については、無料相談会、空き家バンク、それから今回の協定を結んだ建物に対しては建築士とか、いろいろな相続に関しては弁護士とか、そういう形で回せるような形になっています。今のところまだそれを始めたばかりで、順々に行っているんですが、待っている状況ということはありません。須藤委員のほうから紹介がありましたプラットフォームについては、持っているデータをそのプラットフォームということで設立した団体に提供して、逆にどうですかという提案をしていくものだと思われるんですが、そういう形で逆にそういう提案したものをこれから出していくというのも多分必要になってくると思います。今のところその3つの協定を通して、空き家バンクについても答弁のほうで御回答をしたとおり、平成29年度に始まって、56件のところの成約が18件、20件弱まで上がってきていたり、成果はいろいろ見せておりますが、そういう形で待っているだけではなく、今後また今度は所有者のほうに踏み込んでいくということも必要だとは思っておりますので、そちらのほうも検討材料として進め

ていこうかと考えております。以上です。

○黒木委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 私のほうから橋りょう点検につきまして、お答えさせていただきます。

橋りょう点検につきましては、5年に一度の点検が義務づけをされまして、それに伴って牛久市におきましても平成29年度と30年度の2カ年で一般橋りょうの66橋、歩道橋3橋、合わせまして69橋の点検を実施いたしました。点検の結果でございますが、点検要領で健全性を4段階に判定することになっております。1が健全、2が予防保全段階、3が早期措置段階、4が緊急措置段階というふうになっておりまして、牛久市の橋りょうにつきましては、全て1または2の判定となりました。結果としてはおおむね健全と言える判定でございましたけれども、予防保全と、長寿命化といったところの観点から、10カ年の橋りょうの長寿命化の計画を策定しまして、平成30年度、昨年からなんです、ちょっと繰り越しをさせていただいておりますので、あれなんですけれども、昨年度から修繕工事のほうを実施しているという状況でございます。

また、5年後にはまた点検という形になってきますので、その点検の結果を踏まえて、修繕計画のほうも見直しをしながら、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○黒木委員長 それでは、以上で環境経済部、建設部等所管の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時14分開議

○黒木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事に入ります。

令和2年度特別会計予算を議題といたします。

まず、議案第28号令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○藤田保健福祉部長 保健福祉部の藤田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、令和2年度国民健康保険事業特別会計について御説明申し上げます。

令和2年度の国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出ともに79億900万円、平成31年度当初予算81億9,800万円と比較いたしまして、2億8,900万円、3.5%の減額予算となっております。主な減額の状況を申し上げますと、退職被保険者に現物分の医療費を給付する事業では500万円と、前年度比較で2,200万円の減となっております。また、高額療養費の支給を初め、出産育児一時金の支給なども同様に減額計上となっております。

県に納めます納付金につきましても、介護納付金は増額となりますが、納付金全体では、17億4,866万8,000円と前年度より4億6,264万4,000円の減額となっております。

国民健康保険の被保険者の推移でございますが、令和2年1月末日時点で1万8,778人と、

平成31年1月末の1万9,638人より860人の減という状況でございます。

以上、概略の説明をさせていただきました。御審議のほどをよろしく願いをいたします。

○黒木委員長 これより令和2年度国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。ございませんか。須藤副委員長。

○須藤副委員長 国保については、被保険者数が減少しているということで、全体規模も減額というようなことだというふうに思います。その中で、県支出金という形、歳入のほうなんですけれども、225ページ、一般質問でもさせていただいたんですけども、保険者努力支援分ということで、県支出金補助金の保険給付費等交付金保険者努力支援金ということで、この辺は、いろいろな基準でこの支援分というのが算定されてくると思うんですけども、牛久市としては、これをどういう形でふやして、支援分として大きくしていくのか、これは特定健診等の関係だというふうに思いますけれども、その点についてもう一度予算の中で伺いたいと思います。

それからあと、先ほど部長のほうの説明があった231ページの療養諸費ということになりますね。退職被保険者現物分の医療費給付というのが大きく減っているということで、この点についてどういう状況なのか伺います。以上2点お願いいたします。

○黒木委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金の石塚です。よろしく申し上げます。

まず、保険者努力支援分なんですけど、こちら令和2年度の予算は、今年度の平成31年度の実績と同じ金額を計上しています。やはりこれは大体全国で500億円をその各市町村の獲得した点数に応じましてもらえるようになっているんですけど、当然これからふやすためには、やはり重症化予防とか、あと検診の受診率、これが目標60%行けばかなりもらえると思うんですけど、それを目指して、これから頑張っていきたいなと思っております。

あと231ページの退職分の医療費なんですけど、これは退職者医療制度といいまして、この制度は5年前に一応廃止になっているんですけど、経過措置として、その方が65歳になるまで残っているんですけど、これは一応来年度でほとんどいなくなる予定ではあるんですけど、その月おくれ分とかで、暫定的に、あと退職振替とあって、一般から退職後に振り替える場合があるので、その分を考えて、予算計上してあります。

○黒木委員長 須藤副委員長。

○須藤副委員長 退職者医療保険のほうなんですけれども、もう制度自体は終わっているということで、そうしますと、以前、会社に勤務されていて、その後退職されてもこの保険が受けられるということ自体はもう5年前に終了して、その対象の被保険者がもういない。それが最後の方々がこの中にまだあるということでの計上というように理解してよろしいのか、ちょっとその点再度伺います。

○黒木委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 これは廃止になったのが平成26年なので、そのとき60歳で入った方が5年たつと65歳ということで、本年度でいなくなる予定ではいるんですけど、ちょっと資格上、本当は退職だったのに、一般被保険者で医療費を払っていた分が過去に遡って、その分を振り替

える必要があるので、もともとその振り替え用として暫定的にとつてあるだけです。当然退職者でなくなった方は一般のほうに移行しています。以上です。

○黒木委員長 よろしいでしょうか。そのほかございませんね。

以上で令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第30号、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

まず、執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○藤田保健福祉部長 それでは、令和2年度介護保険事業特別会計について御説明申し上げます。

令和2年度予算につきましては、歳入歳出とも54億5,200万円で、平成31年度当初予算の50億9,100万円と比べまして3億6,100万円、約7.1%の増額計上となっております。

歳出では、本特別会計の多くを占めます保険給付費が49億3,702万円と前年度と比較しまして3億1,493万6,000円の増額、地域支援事業につきましても3億6,682万5,000円と前年度比2,853万9,000円の増額計上をさせていただきましたが、今後も高齢化の進展により、さらに膨らんでいくものと思われまます。

なお、3月2日現在の65歳以上の人口は、2万4,299人と、高齢化率は28.65%となっておりまして、要介護認定者数は、2,958人となっておりまして、12.17%の認定率となっております。

以上、概略の説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○黒木委員長 執行部の説明は終わりました。

これより令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。加川委員。

○加川委員 よろしくお願ひいたします。

充当するページが多分予算書の281ページかと思いますが、2点ほどお伺ひいたします。

先ほどの国民健康保険のところでは多少委員の質問とダブる部分もあるかと思いますが、介護保険者機能強化推進交付税に加え、消費税財源を活用して、保険者の努力支援金が創設されました。こちらを牛久市ではどのように活用していくか、効果として考えることは何かをまず1点目お伺ひいたします。

2点目は、65歳以上の低所得者の保険料軽減強化ということで、国の施策として基準額が変更されました。基準額の設定として第1段階の方が0.45から0.3へ、第2段階の方が0.75から0.5へ、第3段階の方が0.75から0.7というふうに保険料の負担割合が国では変更されていますが、牛久市にはそれがどのように反映され、第1段階から、第3段階までの人数とそれぞれの金額をお示しいただければと思います。以上2点です。

○黒木委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 加川委員の御質問にお答えいたします。

インセンティブ交付金のことについてだと思ふんですけれども、一般質問でもあったように、昨年度と比べまして随分900万円ちょっともらえるようになったところですが、やはりこちら

御褒美的な形でもらうような交付金であるので、できていない部分をさらに目標を高く持つことで、結果的にもう少し御褒美がふえてくるというところになってくるかと思います。財源に乏しいところはやはりこの交付金を頑張って勝ち取ろうとやっているところではあります。牛久市としては、特にこの事業に特化してそれを入れてやるような事業は今のところ考えてはいないところではあります。ですが、やはり足りない部分、全国でも、県内でも順位的に低いということがわかっているので、できていない部分、特に認知症の施策であるとか、在宅医療介護の連携であるとか、そういったところを令和2年度は少し強化して、取り組んでいければと考えています。

もう1点の質問についてなんですけれども、消費税増税に伴う保険料の軽減措置についてなんですけれども、国で示しているとおおり、これは国の省令で示されているものですから、昨年度の6月議会においてこちら承認をいただいたところでありまして、昨年度対象となった人数につきましては、第1所得段階の方が2,775人、全体の11.85%、第2所得段階の方が1,189人で、全体の5.08%、第3所得段階の方が992人で、全体の4.23%になっております。済みません。具体的な金額については、資料を持っていないところではありますので、もし、必要であればお示しできるかと思っております。以上でございます。

○黒木委員長 続きまして、質疑のある方。甲斐委員。

○甲斐委員 1点お願いします。

285ページなんです、0101「要介護の認定を調査する」ということで、この調査の内容と調査方法ですか。それを教えていただければと思います。1点です。

○黒木委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 甲斐委員の御質問にお答えします。

認定の調査について、こちらの内容につきましては、もう国で決められた調査票という書式がばちっと決まっております。それに関する調査項目を1つずつ調査員が調査するという形をとっています。調査員はうちの正職員もそうですけれども、一定の資格を持った方、研修を受けた方が行っているところでありまして、特に非常勤の調査員の方たちは全て元ケアマネジャーであるとか、そういった専門の資格の方が実際に家庭に赴いて、よく聞き取って調査をします。病院とかにも行ったりをしているところです。あと、正職員については、すごく遠方であったり、あと調査員がどうしても入れない小間であったり、特殊な事情の方とか、そういった方は市の職員が行くようにしているような状況です。よろしいでしょうか。

○黒木委員長 ほかに質疑のある方、挙手を願います。山本委員。

○山本委員 じゃあ私は4件だけですので、4件一緒でよろしいでしょうか。済みません。お願いいたします。

289ページの中ほど、上のほうですね。0102「通所型サービスを実施する」その中の補助金で地区社協サロン事業補助金というのがございます。昨年度100万円ほどの予算だったと思いますが、今年度60万円ということで、今これ行っているところ何か所かというの確認と、1カ所当たりの補助金の金額をお伺いしたいと思います。

それから、次の291ページの一番下の0103「成年後見制度の利用を支援する」この扶助

費も昨年度100万円ほどあったのに対して、今回20万円と減額になっております。この内容とその減額になった理由をお知らせいただきたいと思います。

次の293ページの0104、一番上ですね。「介護サービス・介護予防サービス受給者に介護相談員派遣事業を行う」今回報酬の金額が上がっております。今、介護相談員という方、何名いらっしゃって、会計年度任用職員に移行するに当たって、この方たちの身分がどういう身分になるのかというところもちよつと確認したいと思います。

それから、その2つ下の0106「居宅用介護者の住宅改修費支給申請理由書作成に補助する」住宅改修支援補助金が2,000円ということで、ちよつとこの説明書を見ますと、これは執行が3年間なかったということになっているんですが、これは需要がないのか、それともそのほかに何か原因があるのか、その執行が3年間なかったということの理由をお伺いしたいと思います。以上4件です。

○黒木委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 山本委員の御質問、4点の御質問にお答えいたします。

まず、地区社協の補助金についてなんですけれども、地区社協サロン事業補助金、こちらについては、むつわさんととまり木さんということになります。どちらもかなり実績を積んできまして、かなり補助金は1回出すんですけれども、返還してもらうように執行残がある場合には返還してもらうようなことがやはり何年か続きまして、満額最初に出すのではなくて、どちらの会長さんとも協議しながらなんですけれども、こちらの支給要件を初年度50万円で、翌年以降は30万円でどんなものかということで話し合ってきました。それも返還額に見合った金額であったものですから、どちらの会長さんも快く了承してもらったような次第であります。なので、今後、新しくこのサービスを展開したいと言ってきたところには、初年度は手厚く、様子を見ながらですけれども、手厚く50万円を出して、2年目以降は30万円でやっていくような、そんな形で設定をしたところで、令和2年度は減額という形になっています。

次に、成年後見制度について、こちらも減額になっているところではあるんですけれども、昨年度は、たしか2名の方と弁護士成年後見人だったと思うんですけれども、ここを出している報酬というのは市長申し立てをした方ということなんですけれども、昨年度は2名で、今年度は1名ですかね。たしか報酬の請求が2年に1回、毎年来るのではなくて、何かそういうサイクルがあるようで、それで、今年度請求が来るであろう人は1名でこの金額ということで計上させていただいています。

次に、相談員のことについてなんですけれども、現在、4名で実施しているところです。週5日の人が1人で、残りは皆3日間なんです。この方たちに対して、来年度も引き続き継続してやっていただくところでありまして、5日の人は、期末手当等が出る5日間の身分ということになります。3日間の方はこれまでどおりということになります。

最後に、「居宅要介護者の住宅改修費支給申請理由書作成に補助する」こちらなんですけれども、住宅改修をするときには、必ず計画書、書いていただく書類があるんですけれども、これは普通ケアマネジャーさんとか、特定の資格があった人が書いてくるわけなんですけれども、まれにそ

れが自分で書けるという人が昔いたそうで、すごく細かい用紙なんですけれども、前例を聞くと大工さんだった方だったかな、そういう方が過去1例だけあったことは実績としてあるそうです。ただ、そういう方は今はいませんが、いるかもしれないということで、一応2,000円ということで1件分計上してあります。以上となります。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 はい、わかりました。

成年後見制度、さっき市長申し立てが昨年2名で、今年度1名でしたっけ、牛久市は割と少ないような数字だと、ほかの市町村に比べると。私も研修を受けながらちょっと感じたところなんですけれども、中核機関というのができて、今後その市長申し立てというのの数字というのはどう推移していくかというところをもしわかればお示しいただきたいと思います。

あと、介護相談員の方4名ということで、これからまた介護の認定する方がふえていく中で、この人数で今何とかやっけていっているのか、今後ふえていく可能性というのものもあるのかというところをお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 市長申し立ての今後の見通しということで、お答えします。

やはり私もまたここに来て2年ですけれども、やはり本当に天涯孤独のような人がいて、全然支援者が立たないという高齢者もいますし、障害者もいるということもよくわかってきたところです。そういう状況の中、やはりケアマネジャーさんや障害の相談のほうの方とか、現場で大変苦慮している方たちもたくさんいるということもわかってきたところです。なので、そういった方々に中核機関の制度を浸透させることで、もしかすると支援につながらないで埋もれている人もいるかもしれないので、それは中核機関の働きぶりを見ながら、中でもむ組織もつくっておりますので、その中で見ていきたいと思います。

あと、相談員に関してなんですけれども、やはりこれから施設もふえていくことですから、相談員の増員は計画しております。来年度はもう1名増員する計画であります。幸い週5日で働いてくれる方が見つかりましたので、今よりはいろいろなところを見にいけるようになるかなと期待しているところです。以上です。

○黒木委員長 それでは、審査の途中ですが、間もなく東日本大震災により、亡くなられた方々に対し、哀悼の意をあらわすため、黙禱を行います。午後2時46分に庁内放送がありますので、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時47分開議

○黒木委員長 それでは、審議を再開いたします。

質疑のある方挙手を願います。須藤副委員長。

○須藤副委員長 283ページ、歳入のほうの諸収入のところの3雑入で、ヘルパー養成講座参加費ということで9万円、これ、支出のほうで伺いたいというふうに思いますけれども、この参

加費というのはどのくらいを想定して、どのくらいの人数なのかというところで後ろのほうの事業かなというふうに思いますけれども、伺います。

それから、287ページのところの介護予防サービス等諸費ということで、ここも大きく跳ね上がっているところをございますけれども、牛久の介護予防サービス、いろいろな介護予防に取り組んでいるところだと思いますけれども、これはまた別途のことですので、増加傾向にあるというふうに思いますが、この辺の受給者数と、それからサービス利用の状況について伺います。これを受けてくれているサービス事業者、その辺は確保できているのかということについて伺います。

それから、あと289ページの最後の下の段の「地域介護予防活動支援をする」ということで、認知症予防リーダー養成講座、それから補助金のところでボランティア団体活動支援補助金ということで、この辺の活動状況というか、その辺、どういうところを目指しているのかということについて伺います。

それから、次の0105「地域介護ヘルパー養成講座を開催する」これが先ほどの歳入の部分なのかなというふうに思っておりますけれども、この地域介護ヘルパーどういう活用をしていくのか、養成は委託料ということで、社協ということになのかなというふうに思いますけれども、どういう形で、どの程度の中身、内容を受講して、どういう活動につなげていくのかという点について伺います。

それから、あと2つなので続けて申しわけありませんけれどもお願いします。

その下、包括的支援事業ということで、0101の「地域包括支援センター」今後この地域包括支援ということが国からもうたわれている中で、牛久市もこの辺の事業を充実させていく、人数もふえてくるだろうというふうに思いますので、現状と、それからどういう体制で、これも社協委託ということになっていると思いますけれども、人的な配置、それからあと今後の展開の中では、機能的に分けていく、対象の人数ごとに機能を分けていかなければいけないわけですので、その辺の今後の取り組みについて伺います。

それからもう一つ、その下の「生活支援体制整備事業」これについてもあわせて伺います。以上お願いいたします。

○黒木委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 須藤副委員長の幾つかの御質問にお答えいたします。

まずは、こちらの地域介護ヘルパーに関することなんですけれども、こちらは社会福祉協議会に委託している事業でありまして、平成30年度は、済みません。平成31年度は今資料を持っていないんですけれども、平成30年度は21名の方が利用しています。参加しております。講義は実技も含めて全52時間程度実施というふうに聞いています。ただ、こちらの今後の活用の仕方なんですけれども、どちらかという自分の在宅介護に生かしたいというのがほとんどで、地域に還元するということころまではまだ結びついていない状況というふうに聞いております。

○黒木委員長 健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 済みません。289ページの0104「地域介護

予防活動推進をする認知症予防リーダー養成講座」につきましては、健康づくり推進課の所管になっておりますので、そちらについての御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、平成30年度に認知症予防リーダーの養成講座を開始いたしまして、このときに12行政区28名の方が養成講座を受けまして、その要請講座を受けた内容を地域で認知症予防活動として展開しております。今年度から活動を始めたわけなんですけど、実績といたしましては、11行政区で実施しております、トータル151回、受けた方は延べですけれども2,241名ということで今年度の実績が出ております。

また、地区としては、開催回数は少ない、行政区自体が少ないというのはあるんですけども、令和2年度につきましては、養成講座のほうを実施いたしまして、定員30名ということで実施していない地区を主体として、行政区の方をお願いをして、今やっているかっぱつ体操普及員さん、シルバー対象指導士のところにプラスアルファの形で実施できるように計画しているところでございます。こういったものは、今後も隔年ごとに実施して、地域で展開できるようにしていきたいと考えております。以上です。

○黒木委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 申しわけございません。2つ目の質問、介護予防所費の項のところですよ。こちらのどれに、全て全般についてということですか。では、済みません。ちょっとお時間をいただきます。

○黒木委員長 ちょっとお待ちください。

○須藤副委員長 済みません。介護予防の今のことですけれども、居宅予防サービス、それから密着型ということで、これはこの改正の前は、要支援1・2の方々、それはきちんと介護保険の中で入ってきておりましたけれども、ここの中の要支援1・2の人たちもこの介護予防サービスを受ける人と、そうでないというのが分かれているというふうに、私はちょっと記憶しているんですが、この辺の状況とそのここをサービス事業者が提供できる体制、その辺についてちょっと伺いたいというふうに思っていたんですけども、ちょっとわかりづらいですかね、質問の仕方が。では、ここはちょっと説明をどうしていいのかわからないので、じゃあここは結構です。

じゃああとは包括支援のほうと、それからさっき課長が健康づくりのところでは認知症予防リーダーということの次に、ボランティア団体活動支援補助金というのがあったので、これもどういう方々にどういう形で支援しているのかという補助金内容について伺いたいと思っています。

○黒木委員長 健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 済みませんでした。

291ページのボランティア団体活動支援補助金ということなんですけど、こちらは牛久市のシルバーリハビリ体操指導士会のほうに支給しているものとなっているものとなっております。活動支援ということで支給しているものとなっております。以上です。

○黒木委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 申しわけございません。

では、次に地域包括支援センターのことについてお答えいたします。

こちら現在、社会福祉協議会1カ所に委託しているところをごさいます、現在13人職員おりまして、1人今お休みしているところでもあります。管理者含めて13人ということで、3人1チームなので、今4チームで運営しているところです。そこに管理者が1人ついて、13名というところになっております。

そして、令和2年度につきましては、7期の計画を作成するときにも1カ所設置するというような計画でしたので、博慈園さんのほうに2番目の包括支援センターを運営していただくことで今準備を進めているところです。博慈園さんは神谷小学区とあとおくの義務教育学校の、この2地区を持つということで1チーム3人で運営していく予定になっております。

今後の展開としましては、社会福祉協議会の包括がもう10年以上の実績があるところに、同じことを博慈園さんにやれというのは当然無理なことでもありますので、例えば認知症の初期集中支援であるとか、地域ケア会議であるとか、こういったものについてはやはりかなり習熟も必要なものですから、委託としては少しずつ社会協議会のやり方を学んでもらいながら、委託の内容は深めていきたいと考えているところです。

現時点としては4月の広報誌に地区割りというのを出す予定で今計画しておりまして、あの地域の皆さんが利用しやすいように広報等に努めていきたいと博慈園と連日のように話し合っているところでもあります。

次に、その下の生活支援体制整備事業についてなんですけれども、こちらはやはり地域包括ケアシステムを市全体で見えていく中では大変重要な事業だと考えております。今年度も成果がありまして、二小協議会の中に中根小と牛久二小でこちらつくることができたところです。非常に地域の介護支援施設とかも協力してくれていて、いい形でスタートしているところです。小学校地区の特色に沿った地域でのまとめ方というんですかね、そういったものがどんどん出されていいものになってくるかと思えます。来年度はちょっと高い目標かなと思うんですけれども、3小学校地区でこちら体制をつくっていければなと社会福祉協議会のほうと担当はもう話し合っているところをごさいます。以上です。

○黒木委員長 須藤副委員長。

○須藤副委員長 ちょっとなぜこの地域の市民の方々の活動について伺ったのかというと、やっぱりこの介護予防の昔の要支援1・2の辺の方々、前の予防対象になるような方々、そういう方々のどこで誰がどう支援していくのかという大きな体制づくりというのが必要になってくるだろうというふうに考えると、地区社協も含め、それから行政区のそうした直接的に市がかかわることによってその働きかけで認知症予防のリーダーの方々は直接養成したり、社協の依頼で地域ヘルパーの養成というような各階層ごとというのの関係性というのを少し俯瞰してみて、ここはこのレベルとか、この段階の対象者の方々は市民の支え合い活動に、ここは予防の観点でももうサービス、いわゆるヘルパーを派遣していただくようなところは事業所さんにお願ひし、そして介護1・2・3・5までの、そういう方々、その事業者さんと、ある意味の大きなくくりをやっていくその方向性というのは第8期のほうでまたしっかりとやっていくということになるんだろうと思えますけれども、そうした市民の方々への活用と、市民の方々をいかに活用するか、力をか

りるか、協働していくのかということと、事業所にどこまで以上は事業所なんだよというこの辺をしっかりと見きわめないと、その市民の方々に過度に期待を寄せてしまうようなことになっていけないなんていう心配があったものですから、細かくちょっと伺ったんですけれども、8期計画の中でこうしたことも含めてお考えいただくということで、ここでの質疑というのは以上で終わらせていただきたいと思いますけれども、8期計画の中では、どういう支え合いが今の市民の方々、置かれている方々のサービスを利用できない方々、介護保険事業を利用できない方々にどう支援していくのかということに地域との協働、その辺も入れて介護保険事業の高齢福祉計画の中に入って来るんだろうというふうに思いますけれども、その辺、見きわめをお願いしたいということでこれは済みません。要望で結構です。

○黒木委員長 以上で令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第31号、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

まず、執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○藤田保健福祉部長 それでは、続きまして、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計について御説明申し上げます。

令和2年度の予算案につきましては、歳入歳出とも18億7,900万円で、平成31年度当初予算17億2,400万円と比較しまして1億5,500万円の増と、9.0%の増額計上となっております。

歳出で主なところを申し上げますと、被保険者の増加等によりまして、保険給付費が7億5,007万1,000円と、前年度より4,864万2,000円の増額計上をしており、納付金につきましては保険料納付金、保険基盤安定納付金等ございますが、合計で10億6,604万9,000円と1億154万5,000円の増額計上となっております。被保険者の推移でございますが、令和2年2月末日時点で1万1,433人と、前年の2月末日の1万786人より647人の増という状況でございます。

以上、概略の説明をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○黒木委員長 これより令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 歳入で今説明あったのですが、保険料、これが増額になっているのはやっぱり被保険者の増というふうに理解してよろしいですね。

それからあと、広域議会でこの値上げが決定しましたけれども、値上げ幅、それといつから実施されるとか、これをお聞きします。

そしてもう一つ、特例軽減はどうなるのか、この3点、よろしく願います。

○黒木委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 北島委員の質問にお答えします。

まず、保険料の増は、被保険者数の増加に伴うものとなっております。

あと御指摘のとおり2月21日に、広域連合の議会で値上げが上程され、可決されました。こ

れで一応今回対象となるのが令和2年度及び令和3年度の2年分で、それぞれ所得割率が現行の8%から0.5%引き上げで、8.5%、均等割額が現行3万9,500円から6,500円引き上げて4万6,000円となっております。一応その引き上げの幅なんですけれども、広域連合の試算によりますと、去年の9月時点の被保険者で当てはめますと、県平均で1人当たりの調定額が令和元年度6万1,934円だったんですが、これから値上げによって9,507円ふえまして、7万1,441円となる見込みでございます。実際には、全市町村とも6月に広域連合のほうで本査定を行いまして、そのデータが来るようになりますので、実際の値上げ幅につきましては6月にならないとちょっと不明になっております。

あと、特例の軽減なんですけど、令和2年度はまず、33万円以下の方が現在今年度8.5割軽減なんですけど、これが7.75割軽減と下がるようになっております。これはあと5割軽減と2割軽減につきましては、令和2年度以降も継続される見込みになっております。

あと、令和2年度になって変わるの、さっき言いました33万円以下の8.5割から7.75割に変わるという点だけです。以上です。

○黒木委員長 北島委員。

○北島委員 ただいまの説明の中で、33万円以下、この33万円は何の額でしょうか。

○黒木委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 済みません。これは75歳以上の方の総所得の合計額になります。

○黒木委員長 北島委員。

○北島委員 6月に本査定があるということですが、それによってすぐ即時値上げ、料金改定されるわけですか、それとも時間的に余裕があって実施はもうちょっと先なのか、これはまだ決まっていないのですか。

○黒木委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 これは当然令和2年度なので、令和2年の4月から来年の3月までの分を6月に計算します。それを年額で計算しまして、それを7月から、7月納期から始まって2月納期の8回払いに分けるようになっております。以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑のある方。甲斐委員。

○甲斐委員 私も1点質問させてください。

321ページ、事業内容の確認なんですけれども、さっきとちょっと同じような感じになっちゃうんですけど、0101「後期高齢者に健康診査を実施する」ということで予算計上に上がってまして、これはまた同じように診査内容と委託をされているということで、委託先とあわせて、2点御質問させてください。

○黒木委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 甲斐委員の質問にお答えします。

これは一応委託といいましても、今、国保の方対象に保健センターの前で集団健診というのをやっておりまして、総合健診協会というところに委託しております。

あと、市内の医師会の病院と愛和総合病院とつくばセントラル病院とあと龍ヶ崎の大徳ヘルシ

一と龍ヶ崎済生会病院ですね、こちらで受け口としては国保の対象者と同じところを委託先としておりまして、それを実績を報告して、その分委託料を広域連合のほうからもらうようになっております。以上でございます。

○黒木委員長 甲斐委員に申し上げます。マイクを使用しての御発言を願います。

○甲斐委員 では、再質でやらせていただきます。

事業内容を教えてください。さっきの僕がわかっていなくて申しわけないですけども、さっきは書面上の調査だったじゃないですか。今回これは健康診査ということで、何をされているのか教えてもらいたいなと思ひまして。

○黒木委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 これは特定健診と同じで、一応血液検査とか、あと広域のほうで補助の対象になっているのは、人間ドックのほうは脳ドックだけが対象になっております。以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑のある方。副委員長。

○須藤副委員長 済みません。私も今の健康診査なんですけれども、広域連合のほうから委託金ということで1,314万9,000円が入ってきて、それで委託料の健康診査ということでこの牛久市で負担する部分というようなものは一体どこになるのかなということ、総額では2,111万円ということになっていきますけれども、広域連合と、そして牛久市の負担、この辺について伺いたいと思ひます。

○黒木委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 須藤副委員長の質問にお答えします。

一応健診の委託は、かかった分をそのままもらえるわけではなくて、広域連合のほうで基準額というのを決めていまして、それを上限にいただいています。以上です。

○黒木委員長 よろしいでしょうか。

以上で令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時30分といたします。

午後3時16分休憩

午後3時28分開議

○黒木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部より、令和2年度当初予算位置図について配付の依頼がありましたので、これを許し、机上に配付しました。

これより議事に入ります。

令和2年度特別会計予算を議題といたします。

まず、議案第29号、令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。環境経済部長。

○梶環境経済部長 青果市場事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

青果市場事業特別会計の予算額につきましては、歳入歳出ともに1,800万円で、前年度と

比較して200万円の増額となっております。増額の主な理由は、2年に1度の仕切書の印刷の年に当たるためなどによるものでございます。以上でございます。

○黒木委員長 これより令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。須藤副委員長。

○須藤副委員長 それでは、青果市場事業について1点伺います。

年々、この取り扱い青果物というんですかね、野菜等、これら牛久市の取り組みもありまして、増加しているということで、特に、庭先集荷なども含めて、強化している部分、ここにも青果市場を運営する中で、補助金でとくとく市組合育成強化費ということで書いてありますけれども、強化している部分等がありましたら、その点をお示してください。以上です。

○黒木委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課神戸です。よろしくお願いたします。

ただいまの御質問にお答えいたします。

強化しているということで、ただいま委員のほうからお話がありましたとおり、庭先集荷のほうに特に力を入れております。今までであれば、既存のところをただ回るといようなことが多かったんですけども、今はそういった方からの紹介であったり、あとはめったに来ない方、市場に直接持ち込みをしない方のところにも、こちらから出向いて、自分で集荷をするように。あと、その時期の品目というのがどうしてもだぶついているものもありますので、そういったものをほかの市場に出している方から牛久の市場に出してもらえるように交渉に行ったり、そういったことはしております。

また、とくとく市に関しても、ある程度、今までだと高齢の方を対象としていたんですけども、毎月、毎月、小さなイベントなんですけれども、子供を対象にしたイベントをちょっとずつ開催をしております、子育て世代の方にも市場のほうに来ていただいて、牛久の野菜というものを知っていただけるように、集客をふやすために努力はしております。私が赴任した当時から比べると、とくとく市でスタンプを配っているんですけども、それに関しましてもおよそ倍ぐらいの数は、今来ていただいていると認識しております。以上です、

○黒木委員長 須藤副委員長。

○須藤副委員長 ここがやはり今のようなきめ細かな集荷というような方法も、やはりふだん出荷できないと思込んでいる人にとってみれば、やっぱりこういうことをやるということは大変有効なことじゃないかなということで、それで、ここでも学校給食で行われている食育との関係性で、とくとく市でも何かやられているというような感じを、ちょっと何か記憶しているんですが、いわゆる牛久の食育の中で言うと、野菜オーケストラとか言って、キャラクターを使って、そういうふうに宣伝したりとかというのをやっているわけですけども、子供に親しみやすいというようなことで言うと、こういうのもいいのかなと思っているところなんです、たしか、前、このとくとく市で食育関係の何か事業をやったような記憶あるんですけども、そういうようなところとの連携という意味で言えば、今、ちょっと申しわけない、時間とっていただいて申しわけないんですが、今、コロナウイルスで給食の食材がちょっと余っている部分について、こう

した職員や学校の先生方の協力でということもあるんですけども、これは次にはないとは思いますが、このとくとく市がそうしたことに何か協力できるとかという体制ができるといいなど、ふと思ったものですから、ちょっと学校との連携、その食育に関して、とくとく市の状況というのがあったら教えていただきたいと思います。

○黒木委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

食育ということでは、確かに学校給食のほうの牛久市産の食材、あと地場産の食材というのは、市場を通して納入させていただいております。食育のイベントということでは、直接とくとく市で実施はしていないんですけども、牛久の健康チャレンジの一つとして、健康づくり推進課と、あと医療年金と協力しまして、その商品にとくとく市に来ていただけるということで、年齢を問わず健康チャレンジ、年齢の高い方多いんですけども、協力して、どちらの関係もいい関係になるようにということで、どちらもふえる方向で、牛久の健康ということで、食育の一つを担ってやっていけているとは思っておりますので、今後も、来年度も継続してやる予定ではありますので、今後もそういった形で進めていければと思います。以上です。

○黒木委員長 以上で令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第32号、令和2年度牛久市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。建設部長。

○山岡建設部長 それでは、議案第32号、令和2年度牛久市下水道事業会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

令和2年度より、公共下水道事業につきましては、特別会計から企業会計に移行しまして、支出総額を29億1,719万円とする予算を計上してございます。

前年度当初予算と比較しますと、33.1%、7億2,519万円の増となっております。これは、企業会計となり、減価償却等の官公庁会計では計上しない帳簿上の収支が加わることによるもので、仮にこれまでの官公庁会計での項目のみとした場合、前年度比5.4%、1億1,900万円の減となっております。

収支予算の主なものを御紹介しますと、収益的収支では、収入として公共下水道使用料が8億7,666万1,000円、減価償却に伴う取得財源の収益化としての長期前受金戻入が6億4,551万1,000円となっております。

支出としましては、污水管渠費と污水ポンプ場費を合わせて1億1,476万6,000円、流域下水道維持管理費負担金として3億5,019万5,000円を計上し、污水管、ポンプ場、流域下水道の維持管理とともに、老朽化した施設を改修するための基本設計調査を行い、施設能力の維持に努めてまいります。

また、減価償却費として8億1,829万円を計上してございます。資本的収支では、収入として市債が3億2,450万円、国からの交付金であります国庫補助金が2億8,444万円となっております。支出としましては、污水管渠費として1億8,149万6,000円を計上し、

現在、整備を進めております田宮地区の市道23号線道路整備に合わせた市道内の污水管整備、みどり野地区での整備、さらに、平成28年度に圧送管が破裂し、污水の流出事故が発生しました岡見第一ポンプ場からの圧送管の二条化にも着手してまいります。雨水管渠費としては、3億8,861万円を計上し、引き続き東みどり野地区ふれあい通りから関電工脇、籠田市民の森付近、第2つつじが丘団地内での雨水管整備を進めてまいります。污水ポンプ場費としては、7,070万円を計上し、新地ポンプ場の電気設備棟の改築を進めてまいります。

以上が公共下水道事業会計の予算の概要でございます。

また、先ほど委員長より御報告いただきましたが、お手元に事業箇所を示した令和2年度当初予算位置図をお配りさせていただきましたので、御参考にさせていただければと思います。以上でございます。

○黒木委員長 これより令和2年度牛久市下水道事業会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。池辺委員。

○池辺委員 済みません、ちょっとこれ質問していいのかあれなんですけど、個人的に聞けばよかったのかもしれないですけども、ちょうど、しまむらとヨークベニマルのところあるじゃないですか、あそこのところ本当に川みたいになっていたのを1期の工事で随分流れるようになって、本当にありがとうございます。すばらしい成果で。ただ、関電工のところから、いごこち屋に行くほうとかのところ、すごい水があって、あそこ車で通るとすごいような状態だったの、今のあの工事が終われば大体よくなるんでしょうか。済みません、お願いします。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課野島です、よろしくお願いたします。

ただいまの質問ですが、今現在行っておりますふれあい通りでの工事、こちらだけでは、今お話しいただいた関電工の南側の道路だと思うんですが、そこの本当に何十メートルまでしか行かない予定です。今年度の予算、今まさに3月議会で予算の組み替えをさせていただき補正予算上げていますけれども、そちらで、今年度、第2つつじが丘で行う予定だった雨水の整備費をふれあい通りのほうの柏田排水区の雨水整備費に組み替えをさせていただいて、繰越事業にはなってしまいますけれども、今の工事に引き続き、今お話の出た関電工南側の市道内に全て雨水管を入れるという予定をしております。その工事が終われば、今お話のあった道路冠水は解消できると考えています。以上です。

○黒木委員長 ほかに。山本委員。

○山本委員 よろしくお願いたします。

今ちょっと位置図を配っていただいたので、その中から一つ、まず、新地のポンプ場、樹木伐採というのがあります。私も市民の方からここら辺、結構散策してらして、この上の木が結構夏になるとうっそうとしているという御意見をいただいていますので、そこら辺のなのかなと、ちょっとその業務の内容を教えてくださいたいと思います。

それから、公営企業会計になったということで、一般会計からの繰入金負担金と補助金と出資金と3種類にどうも分かれているようなんですが、これの違いというのを教えてくださいたい

と思います。まずはそれでお願いします。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

まず、新地ポンプ場のほうなんですけれども、こちら、新地ポンプ場、御存じのように刈谷団地の北側ののり面の下といいますか、そちらに位置しています。実は、新地ポンプ場の用地というのが、そののりも全て新地ポンプ場としての用地になっていまして、用地の一番のりの上部分ですね、刈谷団地内に建っているお宅のすぐ際までがポンプ場の用地ということで、その中で一昨年、立ち枯れをしてしまった木については緊急で伐採をしました。それ以外の立ち枯れてはいないけれども、かなり枝が張ってしまって、民家のほうの雨どい等にかかなり落ち葉とかそういうものが詰まってしまうというような状況が実際続いております。その解消するための伐採費ということで計上させていただいたというものでございます。

それと、一般会計からの繰り入れについてですが、予算書のほうのページ356、357ページを見ていただきたいんですけれども、こちら、収益的収入、この中で、010102雨水処理費負担金、それと、010202補助金、同じく03他会計負担金、今、3つというのはこのことかなと思うんですが、さらに、済みません、ページが変わりまして、364、365ページをごらんください。こちら、資本的収入になります。こちらで030201他会計出資金、それと、一番下の欄、030403他会計負担金という形で、実際には5つに分かれてございます。この違いについてですけれども、収益的収支、357ページに戻ります、こちらの雨水処理負担金、こちらにつきましては、一般会計からの繰り出しについて、操出基準というものを毎年総務省が通達しているんですけれども、その基準にのっとった基準内の雨水処理費の利子分というものがここに載っている。その下、補助金というもの、こちらにつきましては基準外の利子及び維持管理費、他会計の負担金につきましては、基準内の雨水以外の利子及び維持管理費、さらにページがまた変わりまして、365ページになります、こちらの一般会計出資金、こちらは雨水処理費以外の元金、それと一番下、他会計負担金につきましては、雨水処理費の元金及び雨水事業費という形で、公会計のルールにのっとって繰入金というか、一般会計から出資等をしていただいているものを収益的収入と資本的収入に振り分けているということでございます。以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

ルール内、ルール外ということで、私もちょっと調べたんですけれども、今までは一般会計だこのルール内、ルール外というのがわからなかったのが、今回からこういう公会計になることで明らかになるということだと思っております、ルール内というのは公費で負担する部分ですかね、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですけど、ルール外というのが使用料で払うべき経費というふうに調べては分かったところなんです。そうしますと、このルール外、ルール内が明らかになったということで、本来、受益者負担というか、使用料として皆さんからいただく料金で賄われなければ、本来いけないところがあると思うんですが、それが、それで賄えているかどうかというのを調べるためにも、この公会計というのが導入されたと思うんですが、今、牛久の場合、

その割合というんですかね、賄えているのかどうかというところ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

ルール内、ルール外、基準内、基準外、同じ意味合いですけれども、こちらにつきましては、総務省から毎年操出基準というものが出されてきて、それにのっかって繰り出すものについては、その基準内、ルール内で、その基準を超えて繰り出すものであったり、その操出基準じゃないものについて繰り出すものというのを基準外というような言い方をしています。簡単に言いますと、基準内というもので代表的なものを挙げれば、下水道事業債の元利償還金であるとか、公営企業法、この4月から公営企業法の適用をしますが、その公営企業法の適用のために要する経費などが総務省からの今年度の通達では操出基準の中のものだというものでございます。基準外につきましては、簡単に言ってしまえば、収支の赤字等の補填、ほかにもあるんですけれども、大きなものはそれかなというところですよ。

先ほどの使用料でのというところ、こちらにつきましては、使用料の対象経費ということですよ。使用料の対象経費のうち、実際じゃあ使用料でどれだけ賄えているかということにつきまして、平成30年度の決算を見ますと、使用料で回収すべきという経費が10億6,230万円、これに対しまして、実際、下水道使用料としての収入、こちらが8億7,235万5,000円、パーセンテージとしましては、82.12%を使用料で賄えているという状況です。以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 10億のうち8億ということで、約8割ということなんですけど、これはどうなんですか、ほかの近隣の市町村、同じような大きさというのか、市町村に比べて、この回収率というのは、回収率というかは、どうなんですか。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えします。

必ずしも一概に低いとも言い切れないんですけれども、決してほかの自治体と比べて飛び抜けていいということは全くない状況です。どちらかというところ、ちょっとほかの同等の自治体から比べると、パーセンテージ低目なのかなと。ただ、飛び抜けて低いわけでもないというような状況です。以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、この使用料対象経費、そのパーセンテージを上げていくためには、基準外を低くするか、使用料を上げるかというのか、そこら辺を今後、公会計にすることで考えていかなければいけないところだと思うんですが、そこら辺はどういうふうにお考えになっていくのか、お聞かせください。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

公会計を導入した、イコール下水道使用料の値上げ、イコールではないですよというお話、前回の議会等でもお話をさせていただいています。このパーセンテージを上げるためには、まず一つ、今、委員のほうからお話のあったように、使用料を上げるというのも一つの方法、それ以外に、どれだけその下水の処理単価というか、そちらを抑えるかという部分も非常に重要なものになってきますので、公会計を導入することによりまして、長期的にどれだけ修繕、どれだけ資産を持っていて、修繕をしていく必要があるのかというもの、それと実際に収入としての使用料であるとか、先ほどの繰入金についてもルール内、ルール外というものも明確に見えてきますので、今後、ストックマネジメント計画等も策定させていただいています、いかに修繕費を平準化して抑えていくかというような努力とともに、実際に必要な使用料というのが料金としてどういふような金額が必要だというのは、ちょっと今後、しっかりと公営企業を回す中で見極めていく必要があると考えております。イコール使用料値上げではないということでございます。

○黒木委員長 ほかに。諸橋委員。

○諸橋委員 工事内容について1点よろしくをお願いします。

位置図のほうのみどり野、東みどり野地区の雨水管渠を布設する事業の中で、貯留浸透施設設置工事、貯留タンク200リットル、10基と書いてあるんですが、これはどのような工事なのかお伺いをいたします。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

雨水管の整備につきましては、補助金の中で、実際に雨水の管を整備していくものというのが基幹事業ということで補助金をいただいています。今お話のあった貯留浸透施設というもの、貯留タンクですけれども、こちらは、その雨水管の整備、基幹事業の効果を促進するための事業という位置づけて補助をいただいているもので、内容としては実際に、今まさに雨水の被害が起きているところに雨水管を整備して行って、被害を減らすための工事をしている。そこに流れ着くであろう地形的にもっと上流側の各お宅に、雨どいから一度に、ゲリラ的な豪雨が降ったときに、各家庭から一度に全部出てしまうのではなくて、1件当たり200リットルではありますけれども、そこにためることによって、少しでも雨水の道路への流出を抑制するという位置づけで、各家庭に御協力をいただいて、市のほうで設置をさせていただいているというもので、これ、もう5年ほど前からやらせていただいております。一番多いのは、みどりが丘行政区の中で協力をいただいている件数が一番多いかなというところで、あくまで効果促進ということでの設置。そのときには、協力いただく地権者さん、市民の方にもゲリラ的な豪雨のときには水は抜いてくださいねということで、それ以外はたまったものは、例えば庭の水やりだとか、そういうものに使っていただくというのは全然、そういうふうに使いたいという方もいらっしゃる、かなり御協力はいただいているというのが現状でございます。以上です。

○黒木委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 そうしますと、これ、令和2年度は10基ということなので、10のお宅に協力をしてもらおうということで、これの選定についてはどのような形で選んでいるかというのを教えて

いただけますか。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

まず、エリアにつきましては、今まさに工事をしております南4丁目、下町第2雨水幹線と呼んでいますけれども、そちらに雨水が流れ着くであろう地形の部分ということで、エリアは絞らせていただいて、一番多いのがやはりみどりが丘、一段高いところに位置していますので、そこで一番最初は、雨水整備をしている直近の方々にお声をかけてというのがスタートです。今、現時点は行政区の区長さんに御協力をいただいて、区長さんのほうで声かけていただいたり、周りでそういう貯留タンクを設置したというのを見た方から、うちもつけたいんだけどというような形で、お問い合わせをいただいて、実際に効果の出るエリアなのかどうかというものを判断した上で設置をしていると。ですから、10基という予算を組んでいますけれども、年によっては10基の予算が11基になったり、9基になったりというのは、御協力いただける方の集まり次第というところでございます。以上です。

○黒木委員長 ほかにございませんか。それでは、須藤副委員長。

○須藤副委員長 それでは、数点質問させていただきたいと思います。

まず、ページが354、355のところの資産の部の予定貸借対照表ということで、資産のところ、固定資産のところなんですけれども、土地、それから建物、それから、無形固定資産、こういうようなことで固定資産の中身が計上されているところなんですけれども、有形固定資産については、次の中期のところでもそれぞれ耐用年数等があります。これらの固定資産の減価償却の方法としては定額というようなことも出ますが、この資産台帳をつくらなければいけないというところで、この資産台帳をつくるに当たっての調査、それから、整理の方法をどういうふうにされてきたのか。それから、固定資産台帳で計上すべき資産、それぞれ污水管渠は何キロあり、どのくらいの、また、そこではどういう水量があるとか、いろんな計画の最初のもとになってくるこの固定資産台帳、この整備の状況、これ多分平成27年度かそのくらいからそれぞれ始めないとできなかったのかなとも思いますが、その取り組み状況について伺います。

それから、359ページのところで、今の収益的のところ、この下水道事業費用、営業費用の中の委託料の中の基本設計ということで3,000万円上がっていると、これ位置図の中でいうと、今回お示しいただいたので、これ全体を基本設計の中、これ何件の分をこの基本設計で計上してあるのかというようなことについて伺いたいと思います。

それから、次の365ページのところですね、資本金収入のところでの国庫補助金は、収入のほうの3の補助金になりますね。それで、旧浸水対策補助とか、旧地震対策補助、こういうふうに補助金の中身がその対象によって計上されているわけですが、前年と比べてちょっと変動があるのかなということで、今年度の取り組みの中でどういうことかというふうに変動しているのか、污水管渠、それから雨水管渠の取り組み状況、それがこの今日示された位置図の中に入っていると思いますけれども、ちょっとその取り組みの中身がどうだったのかということで伺いたいと思います。

次のページの細かい事業については、今、位置図をいただいたので、多分それで入って、この次のページのところの資本的支出の中に入ってくるものと思いますが、この中で、汚水管渠の事業計画を変更ということで、これは一応600万円ということになっておりますけれども、これはどの点を変更ということになって、こうした計上になっているのかということで、あと細かいことになりますから、それはもう結構で、その点についてお尋ねをいたします。

それからもう一つ、家屋調査ということで、こちらのほうの位置図の中にも入っておりますけれども、この補償する対象というのはどのくらいの敷地というか、個別の対象ということになると思うんですけれども、その対象がどういう状況のところなのか伺います。以上です。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

まず、一番最初、資産の整理、こちら調査、整理の方法ということだと思っておりますけれども、こちらにつきましては、もともとありました管渠の延長調書、それと工事台帳、設計書などから、その固定資産、管渠であったり、ポンプ場であったり、そちらを取得した年度、種類などを整理して、まずは固定資産の一覧というものを作成しております。先ほど委員おっしゃられたように、平成27年度だったと思っております、二、三年かかりました。その一覧表を作成し、その取得した年度の決算書を持ってきて、決算書をもとに資産取得に要した投資額、その財源、間接経費というものを経年的に把握をして、資産台帳というものを作成したということでございます。資産としましては、先ほど委員からもありましたけれども、土地としまして5億1,784万6,811円、それとポンプ場関係の建物になりますけれども、約9億3,000万円、構築物、こちらにつきましては汚水の管渠、雨水の管渠ということになります。216億2,000万円、約ですね、それと、機械設備、こちらポンプであったりポンプの付随する機械設備等ですけれども3億6,000万円、あと無形のほうの無形固定資産、こちらは施設利用料ということで、牛久市の下水道、全て霞ヶ浦城南流域下水道に流れております。こちらの城南流域下水道の建設の負担をすることによってその施設を利用できるという考えのもと、施設利用料という位置づけで城南流域下水道の建設事業の負担金をこちらの無形固定資産という形で計上をしております。総量という形なんですけれども、金額にしますと今お話したとおり、管渠等の延長としましては、汚水管としまして382.9キロメートル、雨水管としまして122.6キロメートル、そのほかポンプ場が4カ所、稼働しているものがですね、それと、今稼働していませんけれども、旧柏田ポンプ場、こちらが1カ所、それと44の汚水マンホールポンプ、ポンプ室と呼んでいますが、マンホールポンプ、それと13の雨水のマンホールポンプという形で資産の総量という形でのよろしいでしょうか。

続きまして、359ページの基本設計、こちらの基本設計ですね、020101の中の基本設計でよろしいですね。こちらにつきましては、平成29年度から着手をしておりますストックマネジメント基本計画の基本設計という形になります。平成29年度より順次、汚水管路施設、汚水ポンプ施設、雨水ポンプ施設、雨水管路施設と基本設計を策定してまいりまして、今年度に全体の取りまとめというものを行っています。令和2年度の4月に県への申請書を提出する予定を

しております。こちらの基本設計取りまとめたものに準じまして、来年度、令和2年度の予算につきましては、優先順位にのっとり污水管路施設の実際の管路の中、テレビカメラを入れての点検調査というものを予定しています。今取りまとめている基本設計の中の優先順位としては、第1位が刈谷町の污水管ということになっておりますので、刈谷町を予定しております。基本設計にて点検調査まで終わらせ、その後については令和3年度に修繕、改築に向けた実施設計、令和4年度以降が順次修繕改築工事と進んでいく予定であります。

次が、364ページになります。030301国庫補助金、こちらが例年とちょっと割合が違うのではないかなという御質問だと思いますけれども、こちら国からの交付金につきましては、旧浸水対策、旧地震対策、旧未普及解消という形で3つに分かれています。この3つの割合の変化の背景といたしましては、まず、旧浸水対策補助、これ雨水の整備の補助金ですけれども、こちらにつきましては、平成21年度より鋭意雨水管整備を進めております。雨水管につきましては、流末側のほうがかなり管渠が大きい、上流に行けば行くほど管の大きさは小さくなるというような状況でございまして、同じ延長を整備するに当たっても、上流側のほうが工事費というのは少なく抑えられるというところで、下流側からどんどん上流に向かってきているというところで、少しずつ金額が抑えられているのかなという要因が1つ、また、みどり野地区におきまして雨水管の整備、今年度実施設計をさせてもらっていますが、来年度はその雨水管を実際に整備するのではなくて、雨水管を整備するために、今ある既設の污水管を、道路の真ん中に入っているものをよけると、移設をする必要があるということで、こちらがみどり野地区の場合は未普及解消補助という形で污水管の整備をできますので、そちらのほうでまずは来年度は污水管の移設をしましょうということで、雨水管を工事、来年度、みどり野では予定していないというところも旧浸水対策補助が少ない要因となります。逆に、移設をすることによって、旧未普及解消補助は例年より延長を長く計上しておりますので、多くなっているというところで、この浸水と未普及については変動があるということです。また、旧地震対策補助につきましては、平成28年度に圧送管が破損し、污水が流出する事故が発生をいたしました岡見第一污水ポンプ場からの圧送管、こちらの二条化、今のルートのほかにもう1ルートを設定して、2ルート化する工事ですけれども、こちら実施設計等まとまりましたので、来年度からこちらに着手をするということで、例年より金額が大きくなっているという形で、以上の背景から、例年よりはちょっと配分が違うのかなという状況になっております。

次が、367ページ、委託料、こちらの事業計画変更というところですが、こちらにつきましては、今御説明をいたしました岡見第1污水ポンプ場からの圧送管、こちらを2ルート化することに伴いまして、幹線扱いとなる污水管のルートに変更が生じるため、事業計画としても変更をし、認可が必要だということで、事業計画変更という形の委託を出させていただくものです。こちらにつきましては、残念ながら、申しわけないんですが、補助対象外となりますので、単独費での事業計画変更という形になります。

同じく367ページの委託料、雨水管渠費の中の委託料、家屋調査になりますが、位置図のほうで示させていただいています雨水管渠費については、水色で示した枠で、水色で示したところ

が雨水管渠費という形になります。この中で、家屋調査につきましては、まず一番上、左側になります上町排水区での雨水管渠を布設する、こちら旧官公庁会計での事業名をあえて入れさせていただきます。こちらで、第二つつじが丘地内、牛久二小付近ですね、整備を進めておりますけれども、こちらでの家屋事後調査が対象3件、右側上に移りまして、柏田排水区の雨水管渠を布設する、こちらふれあい通りで工事をさせていただいている部分ですけれども、こちらの家屋事後調査の対象が6件、その下、みどり野、東みどり野地区の雨水管渠を布設する、こちら現在工事をしております南四丁目での家屋事後調査ですが、16件という形です。一番下の左側になります、下町第五雨水幹線を布設するとしまして、こちら今まさに工事をしております下町区民会館付近、こちらでの家屋事後調査の対象が4件となっております。また、補償費につきましても、今申し上げた件数同数を予算計上させていただいているというところでございます。以上でございます。

○黒木委員長 須藤副委員長。

○須藤副委員長 固定資産台帳のところなんですけれども、牛久市の台帳を拾い出しをして、大変御苦労だったと思います。それで、台帳に計上すべきということで、牛久の一応、汚水、公共下水道、それから雨水のほう、その計画、全体の計画、その既設、全部、その中で、それが既設の、今台帳に載せてある部分、これはイコールと考えていいのか、それとも、まだ中には若干今後もまだ計画すべき管渠というような、新たに管渠計画しなければならない部分というのがあるのか、ちょっとその点について伺います。

それから、雨水のほうの調整池というの、全部で、牛久市内の中では何カ所あるかもちょっと教えていただきたいと思います。

それだけで結構です。

○黒木委員長 下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

済みません、今手元に正確な数字的なものというのが細かく、ごめんなさい、準備していませんけれども、雨水管につきましては、まだまだ整備は途上でございます。ただ、雨水管の場合は、汚水管と違しまして、その浸水被害が発生している箇所、ずばりそのところまで全てを整備しないと雨水がはけないのかという部分、これは道路のU字溝とかそういうものと関連をしていくものですから、100%枝の末端まで整備が必要かというのは、実際に浸水の状況であるとかそういうものを見極めながら整備をしていく必要があるかなと考えます。汚水につきましては、事業計画としては、全体計画がほぼほぼ牛久市全域を囲んでいます。ただ、下水道の事業計画としての認可を受けたエリアについては、今ほとんど終わっているというような状況で、全体計画と認可を受けた事業計画、その整合性という部分を今後は本当に全体計画が全域でいいのかという部分は検討していく必要があるというところですが、今現時点、事業計画の認可を受けている部分については、ほぼ終わっているというのが汚水の現状です。

調整池なんですけれども、位置図の一番左上、水色で囲っております枠から出ている矢印を下がっていただいて、赤い丸、その下にかぎ状の水色の線がありますが、その下のちょっと

楕円というか囲ってある部分、刈谷団地とつつじが丘団地の間になります。こちらがまず1つ、上町排水区調整池4という形で持たせていただいている下水道施設としての調整池、それと、牛久小の東側ですね、市道23号線沿い、今、芝生等を張っていますけれども、そちらが上町排水区調整池2、そのちょっと北側に行くと、城中ポンプ場というポンプ場がありますが、その南側、まだ調整池としての整備はできていませんが、調整池用地ということで、一部取得まだしていないんですけれども、上町排水区調整池3、それと、田宮西近隣公園の中にある調整池が上町排水区調整池1ということで、まず上町排水区として1から4までの4調整池があります。それと、緑色でポンプ場施設を維持管理するという緑の枠から矢印が左上方に出ているんですけれども、その一番下の矢印が6号国道とクロスするあたり、そのすぐ下に小さく丸というか楕円で囲った部分、こちらが下町排水区調整池という形で1つ予定をしています。こちらはもう既に2年かけて約半分ほどが掘り終わったという状況で、下水道施設として持っている調整池は、この上町排水区で4、下町排水区で1の5になります。それ以外、下水道の認可を取れなかったけれども調整池として機能を有しているのが根小屋川緑地調整池、下町緑地調整池、それと神谷小の南側にあります結束川の調整池、こちらは河川の河道調節池という位置づけになりますが、その辺のものについては一般会計で持っている調整池という形になります。以上です。

○黒木委員長 以上で、令和2年度牛久市下水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもちまして令和2年度牛久市各会計予算審査についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時30分。そのときに、討論及び採決を行います。

午後4時16分休憩

午後4時27分開議

○黒木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金の石塚でございます。

先ほど、後期高齢者医療特別会計の予算特別委員会におきまして、私が行いました答弁に2点ほど訂正、修正がありますので、御報告いたします。

まず1点目、北島委員からの後期高齢者の特例軽減に関する令和2年度からの変更点に関する御質問に対しまして、所得が33万円以下の場合に8.5割から7.75割に変更されるとの答弁をいたしました。正しくは所得が33万円以下の場合に、現行の8.5割から7.75割に変更されることに加えまして、所得が33万円以下で、なおかつ加入者全員が年金収入80万円以下の場合には、現行の8割から7割軽減に変更となります。こちらが正しい答弁となります。

2点目といたしまして、須藤副委員長からの健康診査委託に係る歳出と歳入の間に生じる差異についての御質問に対しまして、歳入として広域連合から入ってくる委託料には基準額があるためとの答弁をいたしました。正しくは、広域連合から入ってくる委託料は、本年度のものではなくて、前年度の実績に対する委託料であるため、歳出と一致しないということになります。

以上、2点につきまして修正をお願いいたします。以上です。

○黒木委員長 それでは、次に、討論がありましたら御発言願います。北島委員。

○北島委員 一般会計について、令和2年度一般会計、北部地域の開発に関する費用が計上されていまして、なかなか同意しにくい内容も、そのほか幾つか含まれているんですが、今回の一般会計、長年要望してきたデマンドタクシー、そして、かっぱ号の1台ふやすということなど、市民の要望、要求に沿った内容がおおむね盛り込まれているというところから、賛成したいと思えます。

○黒木委員長 ほかに討論ございませんか。加川委員。

○加川委員 私より議案第27号に対し賛成の立場から、小学生通学用ヘルメットを配布する事業について附帯決議案を提出いたします。

事由は、委員会の質問でも確認いたしましたが、徒歩通学用ヘルメットについて、市は指導的立場にあり、強制も義務化もしていないということです。しかし、現在、各小学校において着用は義務とされているというのが大半の保護者の声です。市では、ホームページに公開し、学校ではおたよりを出しているとのことですが、その文面もいかようにもとれ、1日トップページに数件しかアクセスのないホームページでは効果が少なく、その実態を踏まえ、いま一度指針を明確化するため、令和2年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案を提出いたします。

○黒木委員長 ほかに討論はありませんか。

なければ、以上で討論を終結いたします。

それでは、ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時33分開議

○黒木委員長 それでは、再開いたします。

ただいま、加川委員より附帯決議案が出されました、令和2年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案について提案者に説明を求めます。加川委員。

○加川委員 本附帯議案を提出する事由ですが、5,000名の小学生に一律に安全、健康、人権に大きく影響するヘルメットを着用させるのは困難があると思うからです。

私は、当初、徒歩通学用ヘルメットには大きな疑問を抱いていました。しかし、導入から1年たち、さまざまな視点からこの施策を見つめ直しました。最初に、交通事故に遭い経度で済んだ例、このお子さんには、また、保護者には、ヘルメットはお守りとなるでしょう。しかし、このヘルメットが負担になる特定疾患があります。斜視・弱視の方です。斜視の方は、眼球が光に反応できず、目に直接光を浴びてしまいます。つば3センチのヘルメットでは目が守られません。当然、学校に申請すれば安全帽の着用は認められますが、なぜ帽子をかぶるのかを周囲に明らかにしなければなりません。結果、斜視が明らかになり、いじめられる、からかわれると、子供たちは我慢しています。放っておくと再手術や失明の危険を伴うそうです。隠したい障害があります。学校にも知られたくない障害があります。そして、保護者が本人にも隠している障害すらあります。今回、この事案に関して請願を上げたいという方がいらっしゃいましたが、声を上げる

ことをためらっている保護者が一つの小学校につき4家庭から5家庭あります。さらには、子供の通学方法もさまざまです。自転車通学もせざるを得ない奥野地区、自動車送迎、そして遠距離通学の児童もいます。

よって、次の3項目について提案いたします。

1、市教育委員会は、徒歩通学時のヘルメット着用に関して、児童の状況に応じた保護者判断とするという明確な指針を周知する。

1、通学用ヘルメットの着用について、市教育委員会は交通安全指導の一環であり、着用は保護者責任のもと、任意で行う旨をかつぱメール等で発信する。

1、学校長から担任、そして児童へと、保護者同意があれば安全帽での登校も可能であることを口頭と連絡帳で周知する。

以上の3点です。

どうか児童の身に置き換えて、小さな声をお聞き取りくださいますようお願いいたします。

この3月は、6年生にとっては安全帽をかぶる最後のチャンスです。ヘルメットで向かう卒業式、余りにもかわいそうです。委員の皆様をお願いを申し上げて提案事由といたします。

○黒木委員長 以上で、加川委員の説明は終わりました。

これより、付託されました6件の議案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第27号、令和2年度牛久市一般会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案第27号に対しましては、加川委員より、令和2年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案が提出されております。

これより、提出されました附帯決議案に対する質疑を許します。甲斐委員。

○甲斐委員 質疑させていただきます。

文章の中で何点か確認なんですけど、目疾患、皮膚疾患児童に健康上のヘルメットの着用は推奨できないとの声もあるというのに関連して、こういう症状のあるお子様じゃないと、このヘルメット着用の特例といいますか、そういうのが認められるということで、これは書かれているのかどうなのかお尋ねします。

○黒木委員長 加川委員。

○加川委員 甲斐委員の質問にお答えいたします。

各小学校について対応がさまざまになっているのが現状でございます。1つの学校について、即時認める場合もありますし、それでは認められないと突き返された事由もあると伺っております。

○黒木委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で、令和2年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案に対する質疑を終結い

たします。

続いて、附帯決議案についての討論を行います。北島委員。

○北島委員 このヘルメットの問題、最初に議会に提案されたときからさまざまな意見が出されていまして、実際の運用上、決議案にも書かれてありますが、学校によって運用上差があると。そして、もう一つは、病気であるということの届け出をやればいいという運用が多くのところで行われているようですが、そういった条件をつけるというのは、私は半強制ではないかと。執行部の皆さん、執行部のこの間の討論では、強制ではないと強調していましたが、半強制だろうと考えざるを得ません。そういう点からこの決議案、このことによってそういった運用上の差をなくすること、それから、何より子供本人、そして保護者の判断を尊重すること、そういうことで市民の誤解も解けるし、この問題にけりをつけるという意味から、この決議案には賛成いたします。皆さんの御理解をお願い申し上げます。

○黒木委員長 ほかに討論ございませんか。

なければ、以上で、附帯決議案についての討論を終結いたします。

これより附帯決議案について採決いたします。

議案第27号に対し、令和2年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案を付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手少数であります。よって、議案第27号に対し、令和2年度牛久市一般会計予算に対する附帯決議案を付することは否決されました。

次に、議案第28号、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和2年度牛久市青果市場事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和2年度牛久市下水道事業会計予算は、原案のとおり決することに賛

成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時46分閉会